

# 最近の証券取引等監視委員会 の活動から

平成24年5月23日  
証券取引等監視委員会  
事務局次長 松井 英隆

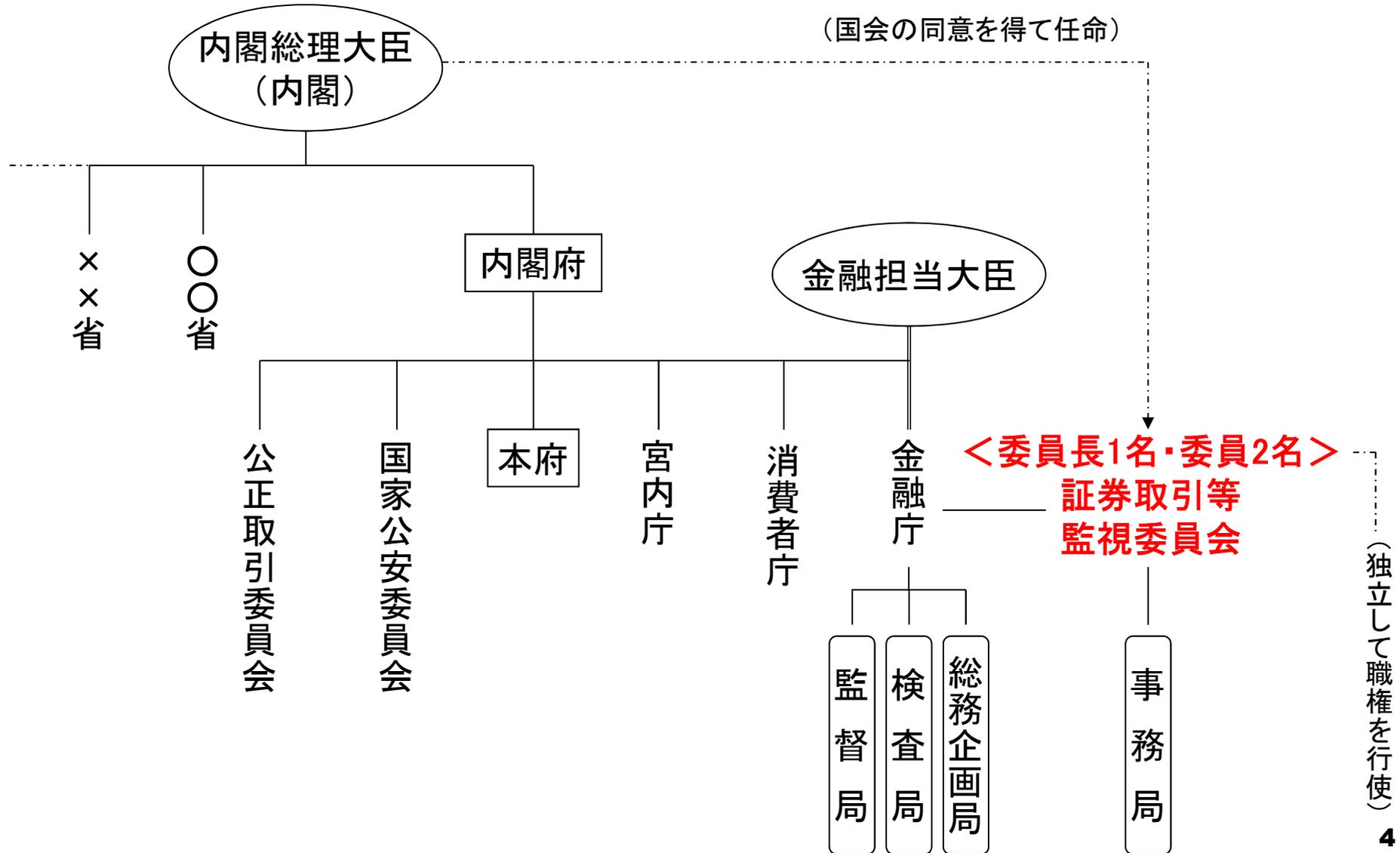
# 日経平均株価の推移



# 証券取引等監視委員会とは

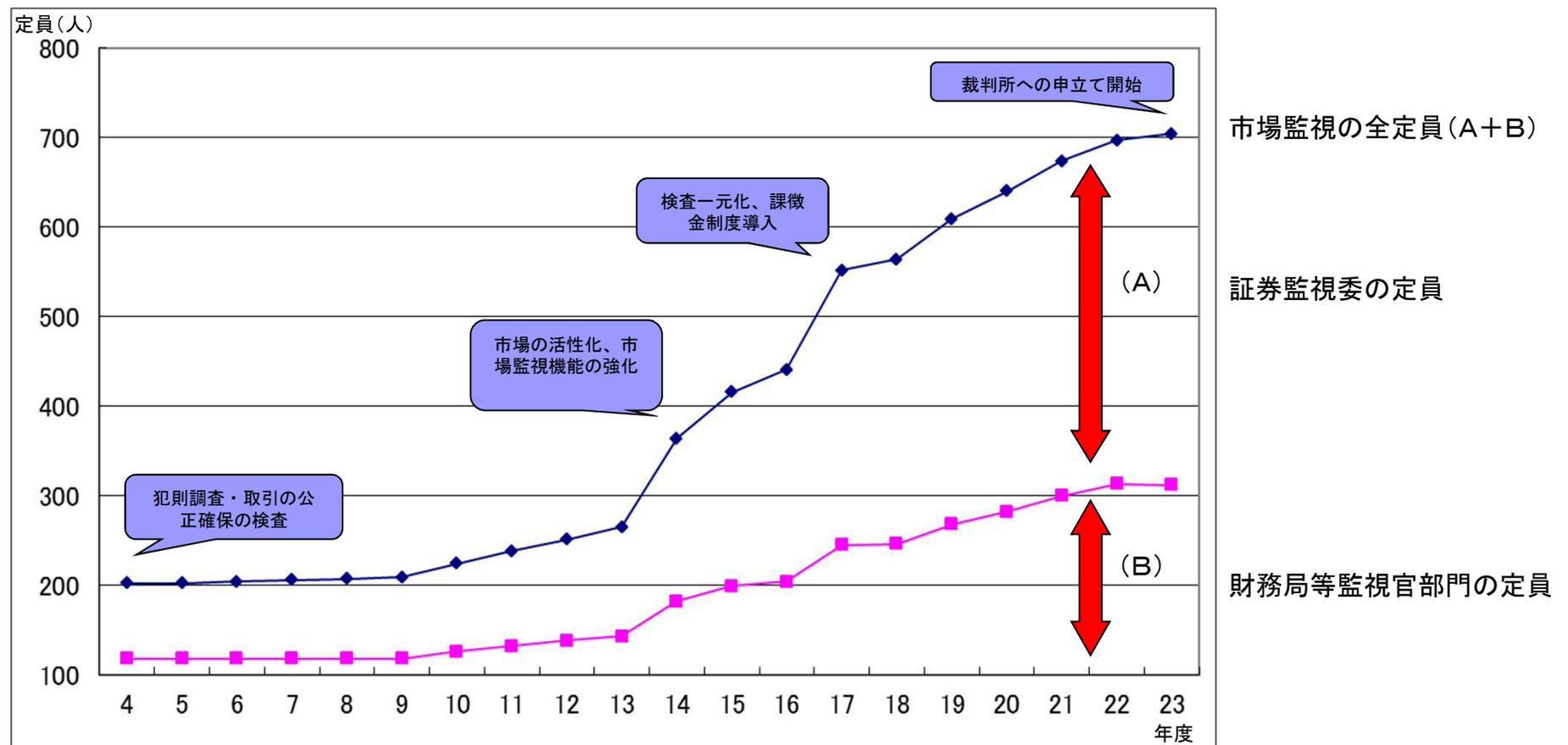
- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。  
1992(H4)年発足。
  
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
  
- 主な仕事：
  - ①証券検査
  - ②証券市場の市場監視  
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
  
- 事務局(含財務局)の職員数は704人(H23年度末定員)。  
※ 202人(1992年度)→251人(2000年度)→704人

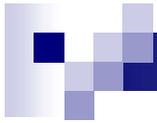
# 国の行政機構における証券監視委



# 証券監視委の定員の推移

証券監視委の定員は、平成4年7月の設立時に202名（うち財務局等は118名）であったが、検査一元化、課徴金制度の導入等により、704名（うち財務局等は312名）に増員された。



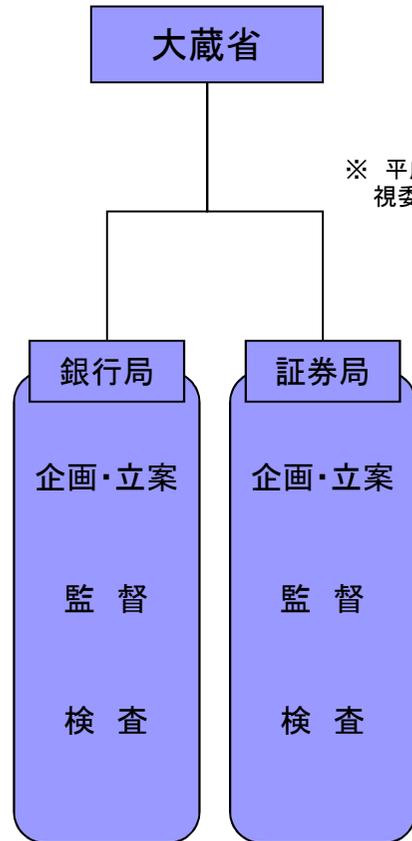


# 金融行政機構の改革



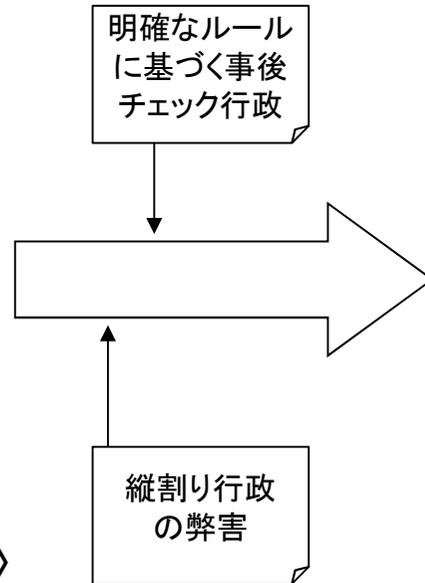
(旧)

(新)

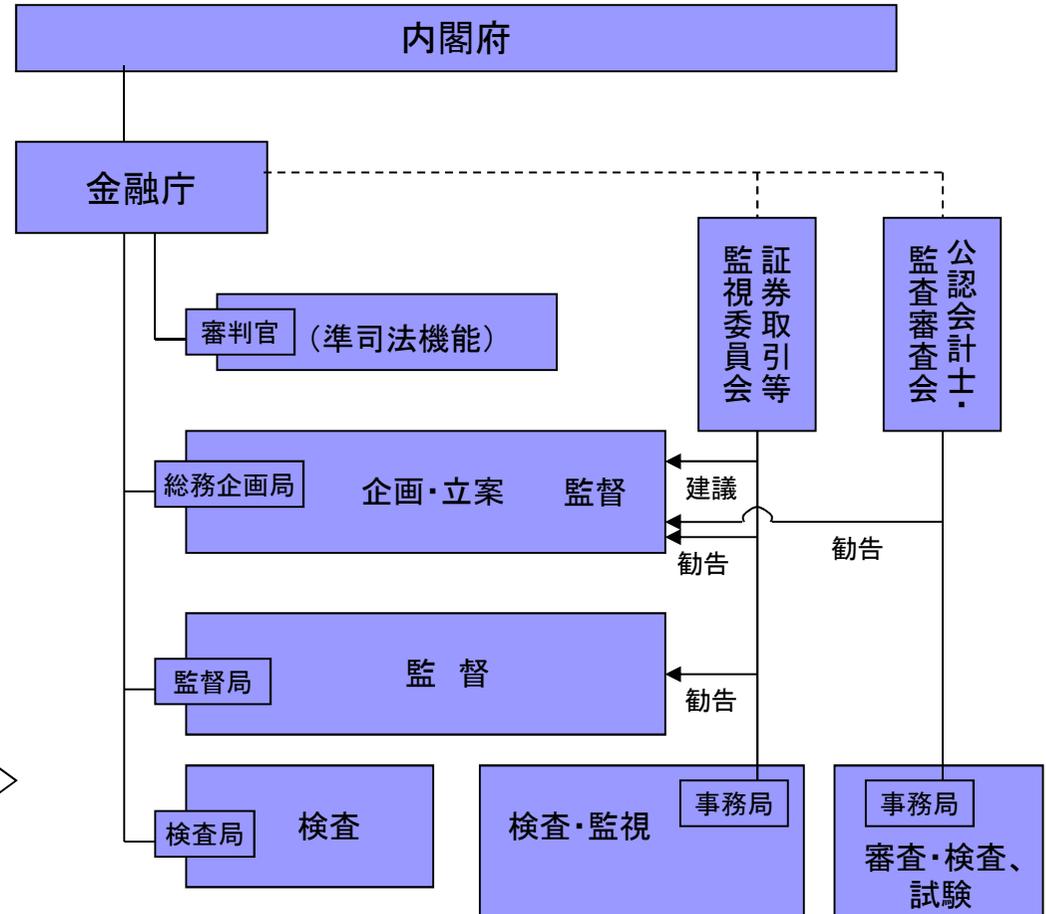


※ 平成4年の証券取引等監視委員会発足以前の姿

〈業態別縦割りの編成〉



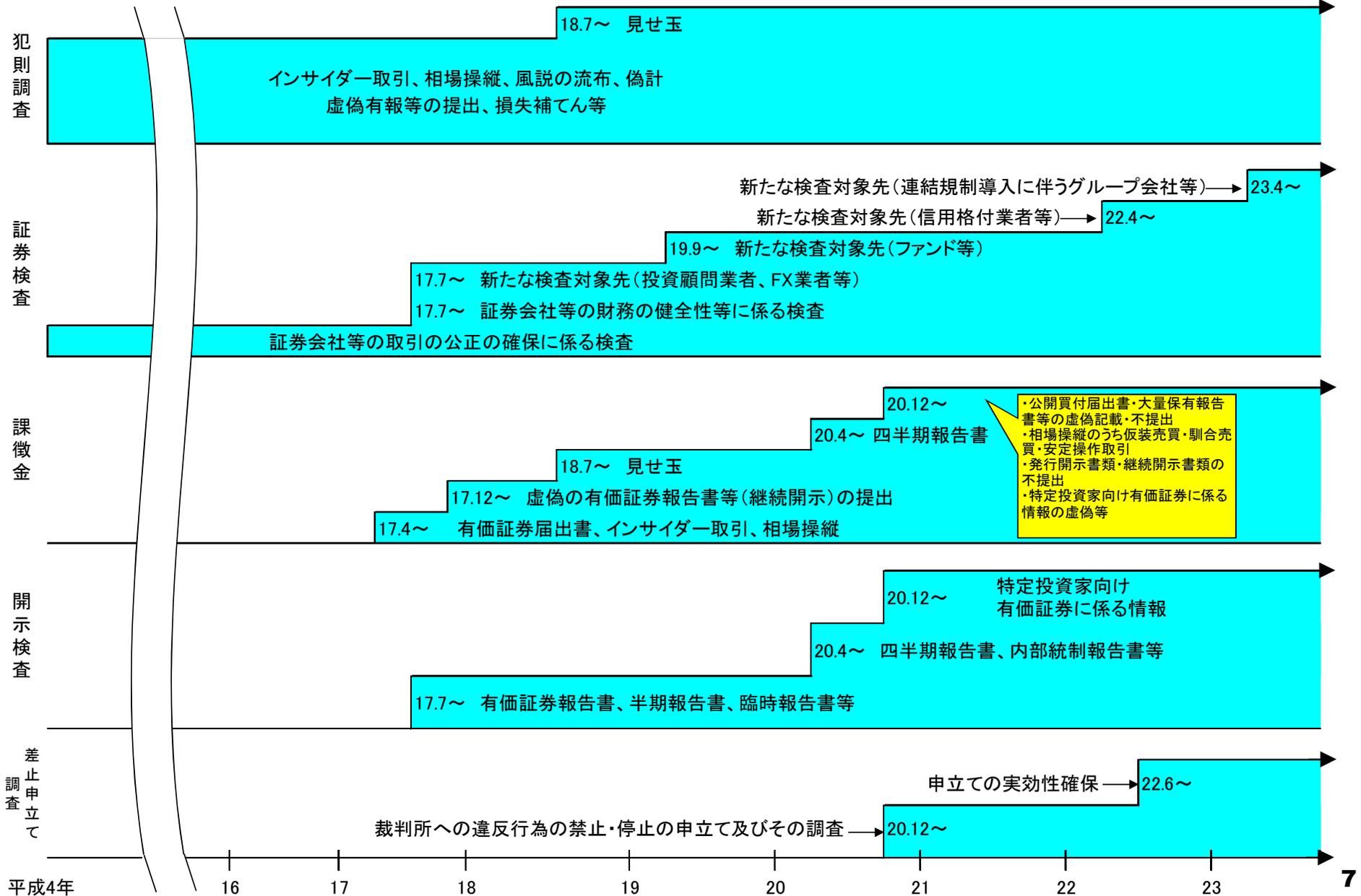
〈中央省庁等改革〉



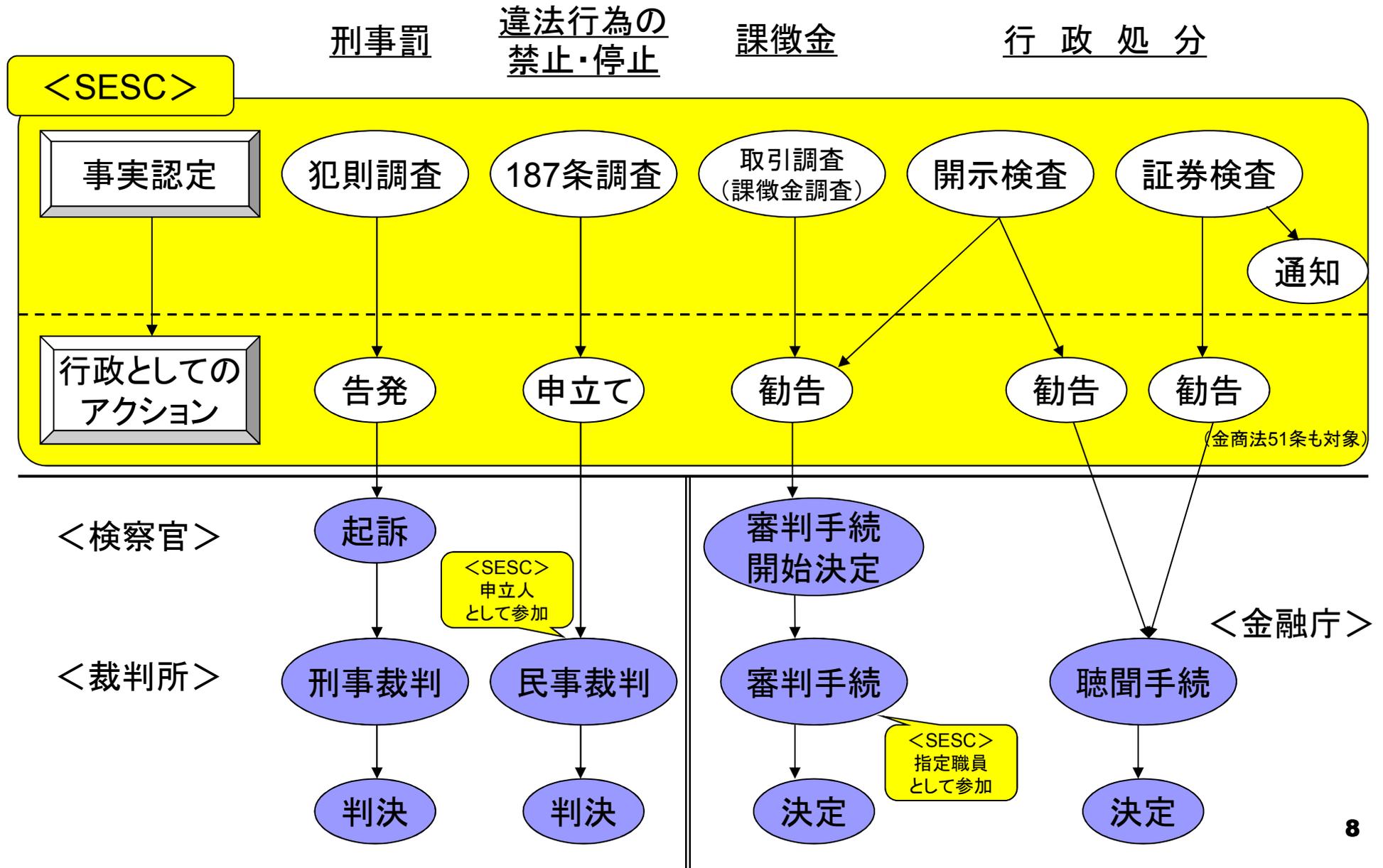
〈業態横断的な機能別の編成〉

〈独立した監視委員会と監査審査会の検査・監視等による市場監視体制の確立〉

## 証券監視委の市場監視活動の主な推移



# 市場監視活動における証券監視委の位置づけ



# 勧告・告発・申立ての実施状況

単位: 件数

区 分 \ 年 度	4~13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合 計
犯則事件の告発 (件)	43 (4.3件/年)	10	10	11	11	13	10	13 (4)	17	8	15	157
勧 告 (件)	214	30	26	17	39	43	59	50 (19)	74	63	45	641
証券検査結果等に基づく勧告	214 (21.4件/年)	30	26	17	29	28	28	18 (4)	21	18	16	441
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	—	9	14	31	32 (15)	53	45	29	198
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	—	1	1	0	0 (0)	0	0	0	2
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て(件)	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)	0	2	3	5

(注)平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、

平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお平成20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

# 課徴金勧告・告発の状況

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4~ H22.3)	H22	H23
課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53	45	29
開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19	11
相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6	3
インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20	15
告 発	11	13	10	13 (4)	17	8	15
開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2	4
風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3	1	4
相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1	1
インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4	6

(注1)20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2)20年度( )内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

## 証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申(要旨)

平成3年(1991年)9月13日  
臨時行政改革推進審議会

今般の証券会社による特定顧客に対する損失補填、暴力団関係者との不明朗な取引など一連の不祥事に関連して、内閣総理大臣から証券市場の監視・適正化のための是正策について検討するよう要請を受けた。

近年、我が国の証券市場は急速な拡大・国際化を遂げ、その結果、日本経済のみならず、世界三大証券市場の一つとして世界経済全体に対する効率的な資金配分機能の重要な一翼を担うこととなった。

我が国の証券市場が内外の信頼を確保し、世界経済において、その市場の大きさに見合った責務を果たしていくためには、今回の問題及びこれに対する内外の批判をも踏まえつつ、我が国証券市場及び行政の在り方について全般的な見直しを行う必要。当審議会としては、改革の大綱を早急に提示すべく、いかにして自由、公正で透明、健全な証券市場の実現を図るかを基本目標として、答申をとりまとめ。

### 1. 証券行政の見直しと透明性の確保

…業界の保護・育成から競争原理の活用、投資家保護の徹底を旨とした市場育成へと行政を転換。

#### (1) 証券行政の在り方の見直しと競争の促進

証券市場の自由化を進め競争の一層の促進を図る観点から、新規参入の促進、株式等の委託手数料の自由化。

## (2) 証券行政の透明化

ルールの明確化の観点から、通達等を全面的に見直し。(性格に応じ法令化、自主規制機関の規則への移行)

### 2. 自主規制機関の機能の充実・強化

健全な資本市場の発展を確保するには、市場関係者による自主的な改革努力が必要。市場ルールの遵守を行政のみで監視することは困難。「自主規制機関を通じた証券市場の規制」を重視し、自主規制の定着を図る。

### 3. 検査・監視体制の在り方

上記により、自主規制機関による自主規制機能の充実、強化を行った上で、次のとおり、市場ルールの遵守状況を中立的・客観的な立場から検査・監視する体制と仕組みを確立。

- ・ 行政部門から独立した、国家行政組織法8条に基づく委員会を設置。公正で権威の高い第三者がこれを統括。
- ・ 国税犯則調査に準ずる強制調査権と告発権限、行政処分等を求める勧告、施策の建議を行う。

### 4. 自己責任の徹底等

- ・ 証券界及び投資家において、自己責任原則の重要性が再認識される必要。
- ・ 自由化・効率化の中で経営の基本が見失われないよう、証券会社及び金融機関において、早急に内部監査制度の充実、内部牽制機能の強化など内部管理体制の総点検・見直しが必要。
- ・ 暴力団の不当な介入を排除する対策と連携体制を構築する必要。

# 歴代委員長・委員推移表

	H4. 7~H7. 7 (第1期)	H7. 7~H10. 7 (第2期)	H10. 7~H13. 7 (第3期)	H13. 7~H16. 7 (第4期)	H16. 7~H19. 7 (第5期)	H19. 7~H22. 12 (第6期)	H22. 12~H25. 12 (第7期)
委員長	水原 敏博 (元名古屋高検検事長)	水原 敏博 【再任】	佐藤 ギン子 【再任】	高橋 武生 【再任】	高橋 武生 【再任】	佐渡 賢一 (元福岡高検検事長)	佐渡 賢一 【再任】
委員	成田 正路 (元NHK解説委員)	成田 正路 【再任】	高橋 武生 (元福岡高検検事長)	川岸 近衛 【再任】	野田 晃子 【再任】	福田 眞也 (元監査法人トーマツ 代表社員)	福田 眞也 【再任】
委員	三原 英孝 (元会計検査院 事務総長)	佐藤 ギン子 (元労働省総務審議官) (元在ケニア駐劄 特命全権大使)	川岸 近衛 (元読売新聞社 解説副委員長)	野田 晃子 (元中央青山監査法人 代表社員)	水城 武彦 (元NHK解説委員)	熊野 祥三 (元証券取引等監視委員会 委員長補佐官) (元野村ホールディングス 取締役)	吉田 正之 (元長島・大野・常松 法律事務所顧問)

# 証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

H23年1月18日

1. 証券監視委の使命 … 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方
  - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
  - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
  - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
  - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
  - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
  - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
  - (4) 課徴金制度の一層の活用
  - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
  - (6) 自主規制機関などとの連携

# 証券取引等監視委員会 第7期活動方針

## 公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

23年1月18日

### 1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会(証券監視委)は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

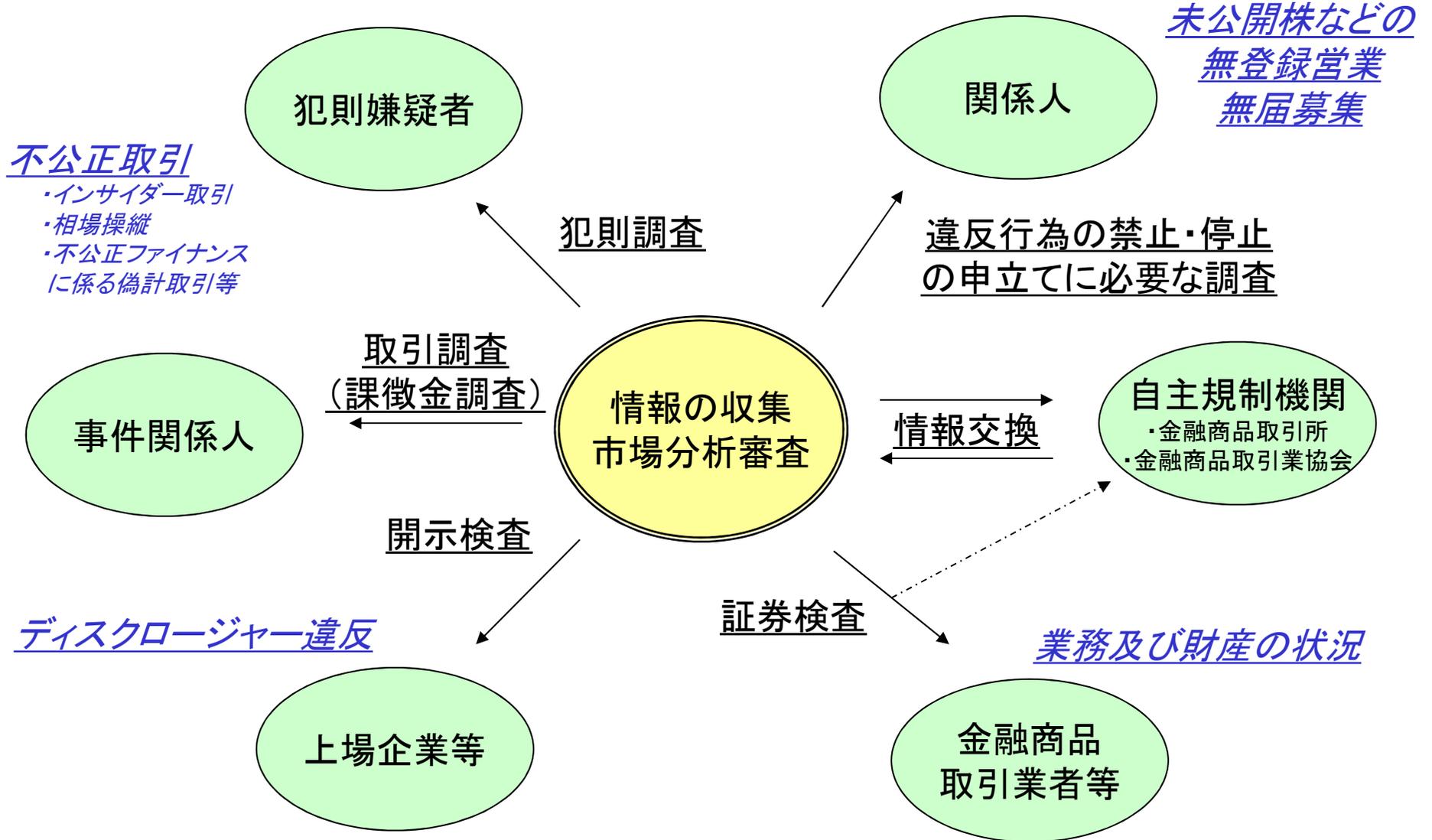
### 2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「**市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在**」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

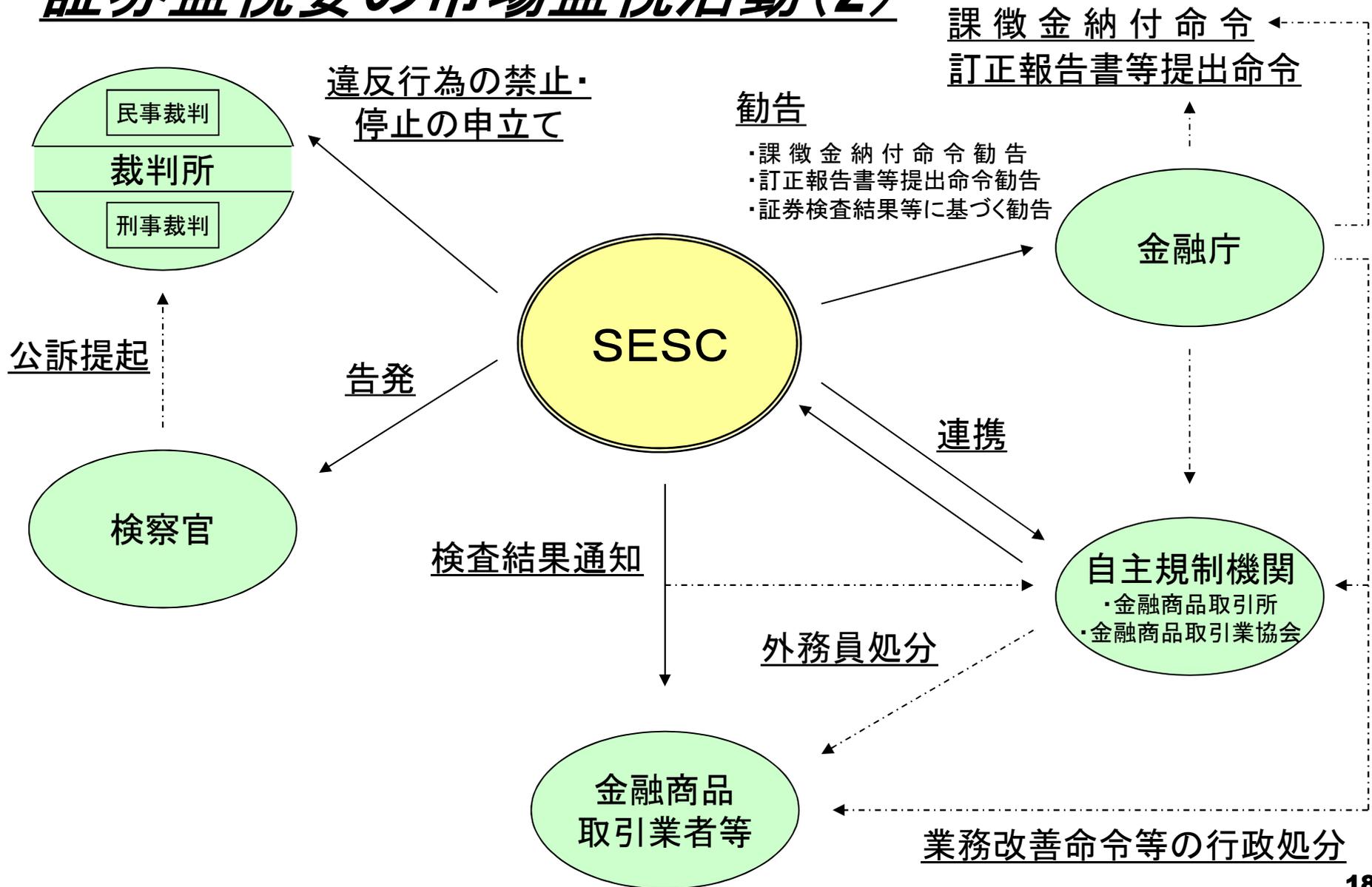
## (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

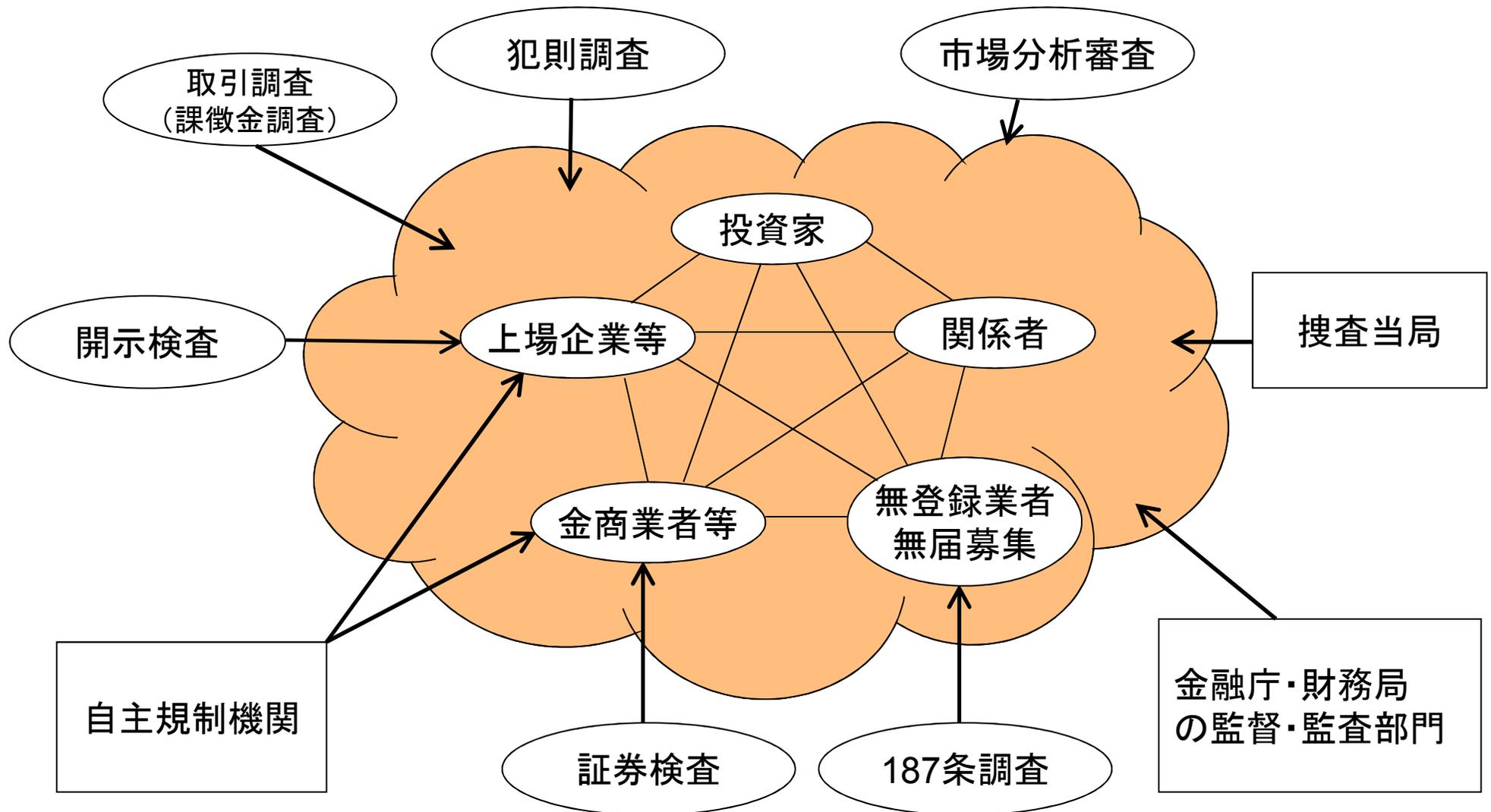
# 証券監視委の市場監視活動(1)



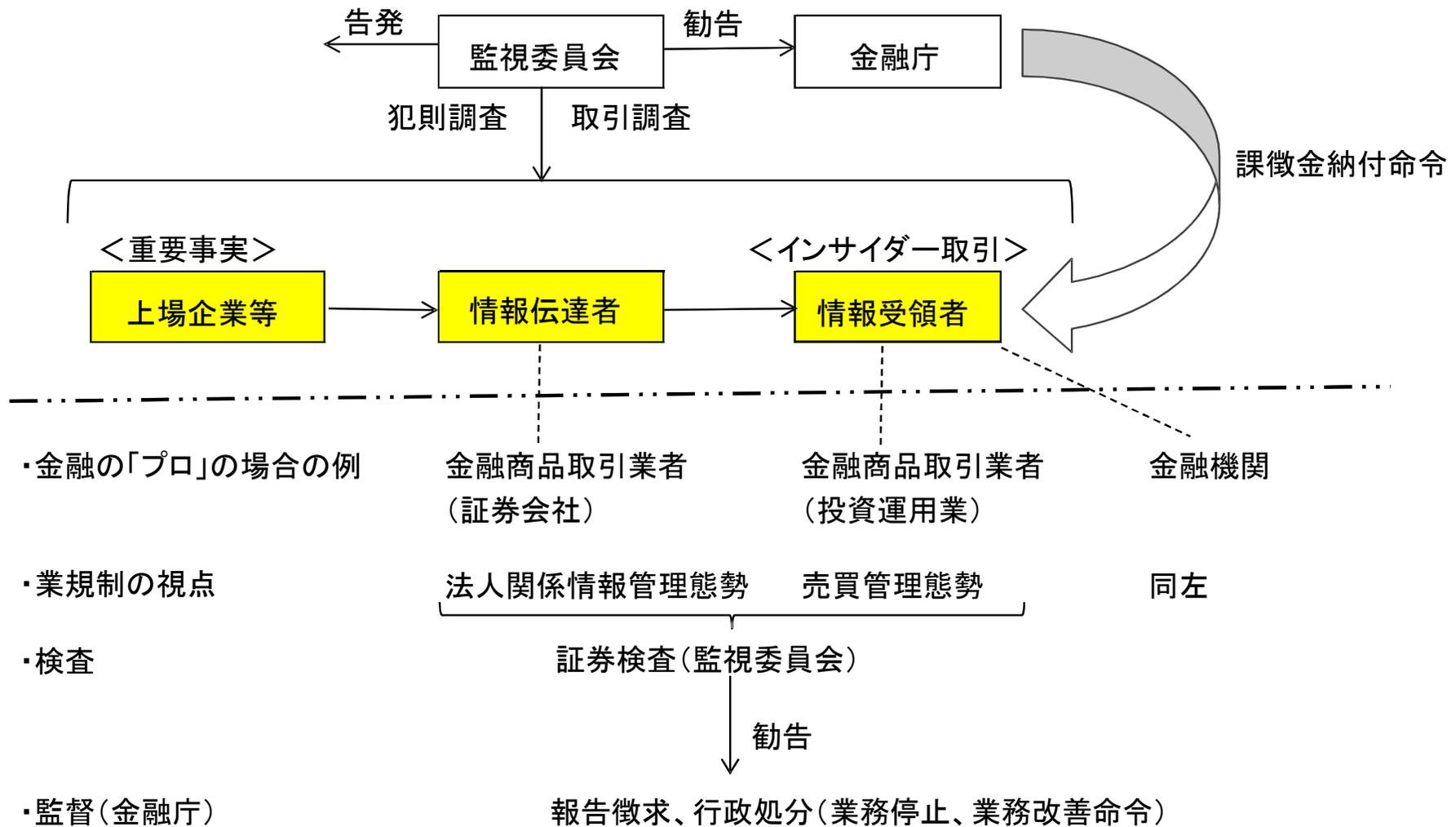
# 証券監視委の市場監視活動(2)



# 市場監視活動における連関・連携



# 金融の「プロ」によるインサイダー取引への行政対応の選択肢



## SMBC日興証券に対する検査結果に基づく勧告①

証券監視委は、SMBC日興証券(株)を検査した結果、法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為が認められたため、平成24年4月13日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分を求める勧告を行った。

### (事案の概要)

SMBC日興証券(株)では、A社株式の公募増資に係る法人関係情報(以下「本件情報」)を受領した営業本部の役員等が、社内規定の手続きを経ずに傘下の営業本部長に本件情報を伝達し、また、本件情報の厳格な管理について明確な指示をしていなかった。

その結果、少なくとも21営業部店において、営業部店長等の指示等により、A社株式公募増資の公表前に公募増資取得申し込みの勧誘が行われたほか、うち8営業部店においては、本件情報を提供して取得申し込みの勧誘を行った。

## SMBC日興証券に対する検査結果に基づく勧告②

(事案の概要つづき)

SMBC日興証券(株)はその後、これらの行為が不適切であると自ら認識し、役職員に対し法人関係情報の管理についての注意喚起等の施策や社内研修を複数回実施するなど、一定の改善を図ったが、その対応は不十分であった。

また、その後においても、B社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規定の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。

## SMBC日興証券に対する検査結果に基づく勧告③

(行政処分)

金融庁は、平成24年4月20日、SMBC日興証券(株)に対し、以下の行政処分を行った。

- (1)営業員の管理を含む法人関係情報の管理態勢をあらためて検証し、必要な改善を図ることにより、実効性ある内部管理態勢を構築すること。
- (2)法人関係情報の取扱いをはじめとする法令諸規則等に係る知識の十分な習得のため、広範かつ集中的な研修を実施することなどにより、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること。
- (3)本件に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること。
- (4)上記(1)～(3)について、その対応状況を平成24年5月18日(金)までに書面で報告すること。

## 中央三井アセット信託銀行に対する勧告

証券取引等監視委員会は、国際石油開発帝石(株)の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引について、検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたため、平成24年3月21日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

### (事案の概要)

中央三井アセット信託銀行(株)は、その締結した投資一任契約に基づき、ファンドの資産の運用を行っていたが、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石(株)の公募増資の主幹事証券会社の営業員から、国際石油開発帝石(株)が公募増資を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表される平成22年7月8日より前の平成22年7月1日から7月7日までの間、上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石(株)の株式を売り付けていた。

# 福岡在住のデイトレーダーによる 見せ玉手法等を用いた相場操縦事件①

証券監視委は、金商法違反(相場操縦)の嫌疑で、平成23年8月5日、犯則嫌疑者を福岡地検検察官に告発した。

## (事案の概要)

福岡在住のデイトレーダーが、インターネット取引により、他の投資者に買い需要が旺盛であると誤解させるため、本人名義もしくは本人以外の名義で証券会社を介し、約定させる意思の無い大量の買い注文を委託するいわゆる「見せ玉」と呼ばれる手法を用いるなどして3銘柄について相場操縦を行った事件。

デイトレーダーによる相場操縦の告発としては、平成22年10月28日に告発した「大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件」に続くもので、4件目の告発。

## 福岡在住のデイトレーダーによる 見せ玉手法等を用いた相場操縦事件②

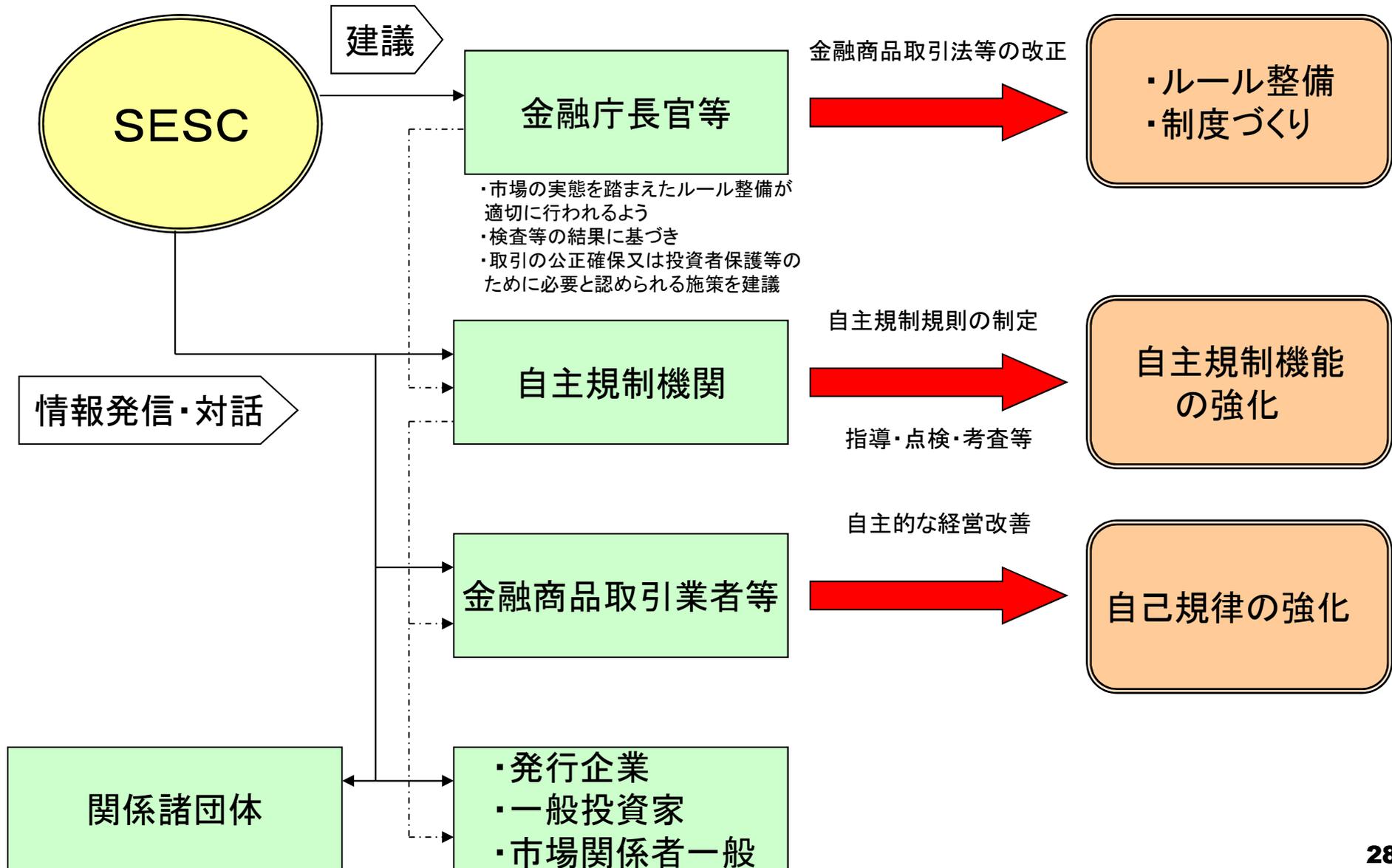
(告発後の経緯)

平成23年9月13日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、平成24年5月14日、福岡地裁は、懲役3年(実刑)、罰金300万円、追徴金1億8,700万円の判決を言い渡した。(なお、控訴の提起期間は、判決言渡日から14日間)

## (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ①

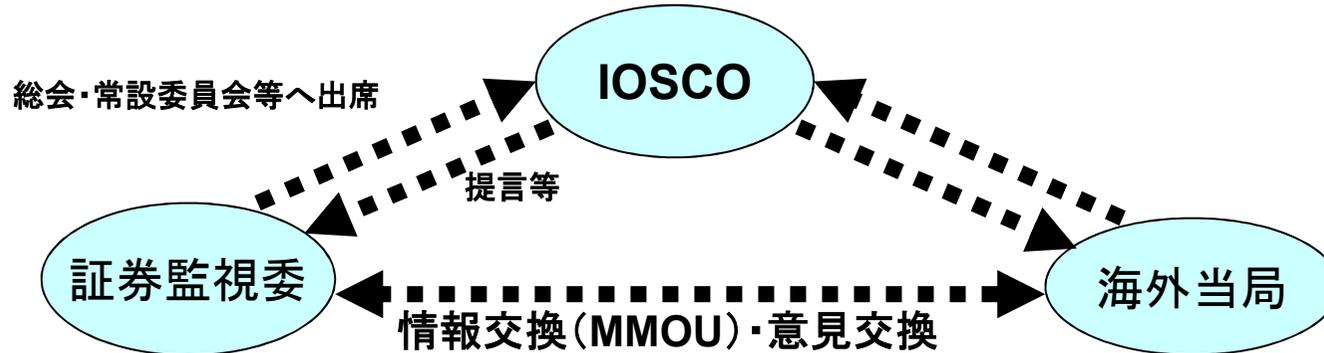
- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

## (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ②



### (3) 市場のグローバル化への対応

- ▶クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視

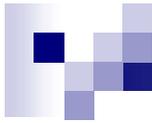


- ▶グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応



- ▶人材育成や体制整備の推進





## IOSCO多国間MOU署名国一覧

(2012年4月現在)

### 署名国・地域(82当局)

※左から右に、署名年月日順に記載

<b>欧州 (38)</b>	ギリシャ	ポルトガル	フランス	ジャージー	英国
	スペイン	ハンガリー	リトアニア	イタリア	ポーランド
	ドイツ	スロバキア	ベルギー	マン島	マルタ
	デンマーク	ノルウェー	チェコ	ルクセンブルグ	フィンランド
	オランダ	ルーマニア	ガーンジー	モンテネグロ	アルバニア
	クロアチア	スロベニア	キプロス	スルプスカ	オーストリア
	ブルガリア	セルビア	スイス	アイスランド	マケドニア
	エストニア	リヒテンシュタイン	スウェーデン		
<b>北米・中南米 (13)</b>	オンタリオ州 (カナダ)	米国 SEC	ケベック州 (カナダ)	米国 CFTC	メキシコ
	アルバータ州 (カナダ)	ブリティッシュ コロンビア州 (カナダ)	英領バージン 諸島	バミューダ	ケイマン諸島
	ブラジル	ウルグアイ	コロンビア		
<b>アジア (14)</b>	香港	インド	スリランカ	シンガポール	マレーシア
	中国	金融庁(日本)	タイ	モルディブ	韓国
	パキスタン	台湾	経産省(日本)	農水省(日本)	
<b>大洋州(2)</b>	オーストラリア	ニュージーランド			
<b>中東 (8)</b>	トルコ	イスラエル	ドバイ	バーレーン	ヨルダン
	サウジアラビア	シリア	オマーン		
<b>アフリカ (7)</b>	南アフリカ	ナイジェリア	モロッコ	ケニア	西アフリカ 経済通貨連合
	チュニジア	タンザニア			

## (参考) 株式市場はどのようなときに発展するのか

\* ラグラム・ラジャン、ルイジ・ジンガレス著「セイヴィング キャピタリズム」  
(堀内他訳、18年1月、慶應義塾大学出版会) より抜粋(一部要旨)

○ 一般的に言えば、市場は真空の中に出現するのではない。市場が機能するためには、インフラストラクチャーを必要とする。

＜市場経済化を進めたポーランドとチェコの経験から＞

ポーランドとチェコ共和国がベルリンの壁崩壊後、株式市場をいかにして創設しようとしたか。同じ程度の経済発展の水準から出発した両国は異なる道を選んだ。

チェコは市場の自己組織化能力を強く信じていた。...市場の堅固なインフラを形成する前に、大規模な民営化を開始した。

ポーランドは、対照的に、より漸進的に、最初に厳格な情報開示基準を導入した。ついで、米国SECと類似の機関を作り、少数株主保護のための規則や情報開示を確実に遂行させる仕事を担わせた。

民営化を進展させたのはポーランドのほうだった。  
数年後の状況は、ポーランドにやり方が正しかったことを証明しているように思われる。

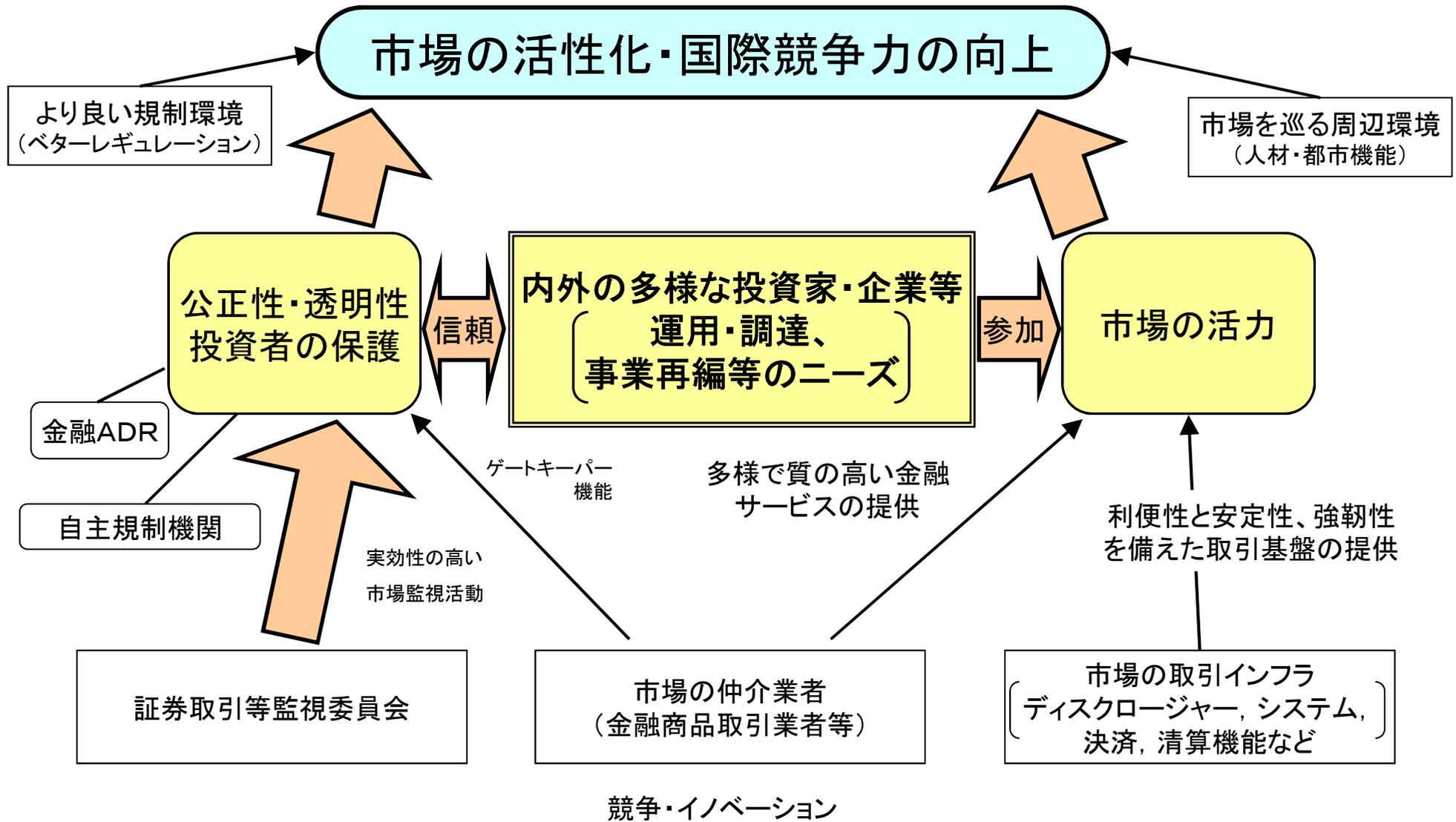
チェコの株式市場は開始時点では規模が大きかったが、小口投資家が有効に保護されていないことを理解し始めるにつれて、急速に勢いを失った。投資家がインサイダーによって騙されていたとか、少数株主に対して企業のインサイダーと大手の機関投資家が結託しているという話が当たり前になった。投資家が初期に不幸な体験をした結果、チェコの企業は資金調達の源泉を失った。1996年から98年の間、株式公募により資金調達を行った企業はなかったのである。

それと対照的にポーランド政府当局は、少数株主の権利の侵害を積極的に訴追する意志を示したので、開始当初は小さかったポーランド市場は、すぐにチェコを上回るようになった。自分たちの権利が有効に保護されていることを知って、投資家はポーランドの株式市場を信頼することができるようになり、その結果、新旧両企業は、1996－98年の間に25億ドルの資本を調達できた。

○ 多様な投資家にとって、証券取引委員会（SEC）のような、自分たちの利益を代表する組織や、自分たちを守る法律が必要。

証券監視委としては、前記基本的な考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

# (参考)証券監視委の市場監視活動と市場の活性化・国際競争力



## 重点施策(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

## クロスボーダー取引に係る海外当局との連携事例

### 1. 海外当局による摘発事例

被処分者（処分）	摘発した海外当局	銘柄名	違反行為	海外当局による処分発表日
シンガポール政府投資公社の従業員（制裁金）	シンガポール通貨監督庁（MAS）	（株）三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引	H16.10.21
英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員（制裁金）	英国金融サービス機構（FSA）	（株）三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引	H18.8.1
クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	香港証券先物委員会（SFC）	住友軽金属工業（株）	内部者取引	H18.12.13
香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者（戒告処分、制裁金）	香港証券先物委員会（SFC）	（株）日本航空	相場操縦、不正行為	H23.9.15

### 2. 証券監視委による摘発事例

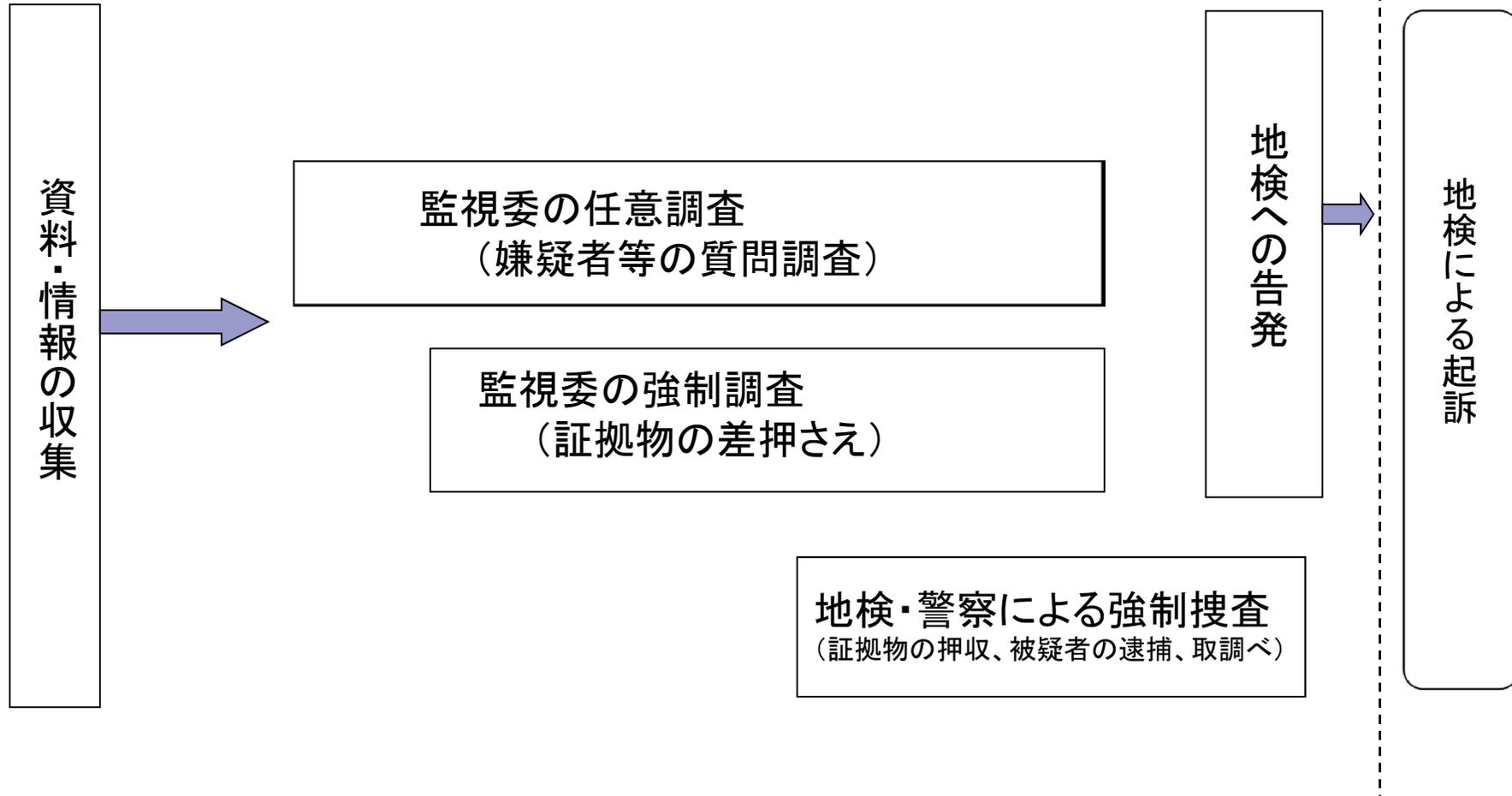
嫌疑者	連携した海外当局	銘柄名	違反行為	告発日
当該会社取締役会長	シンガポール通貨監督庁（MAS）	ジェイ・ブリッジ（株）	内部者取引	H21.4.27 （東京地裁判決はH21.12.10）

## 重点施策(2)

### 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

# 犯則調査の流れ



## 「不公正ファイナンス」とは

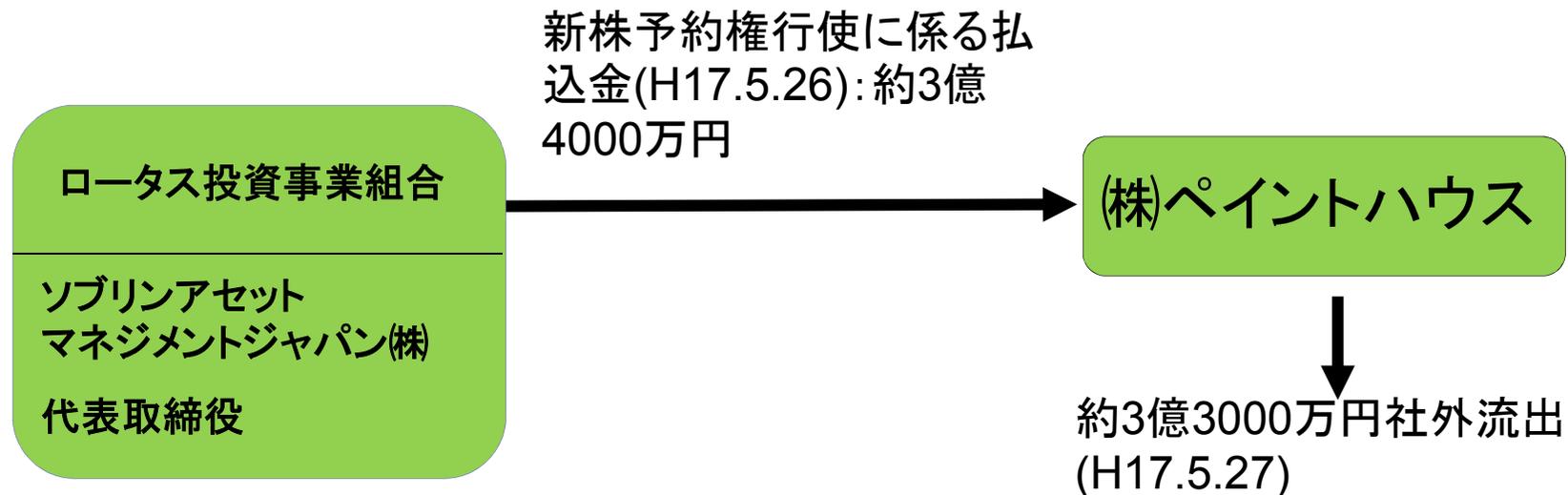
- 従来型の金融商品取引法上の不公正取引：  
インサイダー、株価操縦、風説の流布等いずれも“流通市場”での犯罪
  
- しかし、単なる“流通市場”での問題にとどまらない不公正取引の増大
  - 株式の発行過程での不適切な行為（見せ金増資、不動産を過大評価した現物出資等）と絡めた“流通市場”での不公正取引
  
- 証券の発行過程及び流通市場における複数の不適切な行為を要素として構成される不公正取引

## 不公正ファイナンスを偽計罪(金商法158条)で告発した事例

銘柄 (告発年月)	概要	判決	会社
ペイントハウス (21年7月)	経営不振に陥ったペイントハウスから、経営再建に係る支援の依頼を受けた投資顧問等を営む犯則嫌疑者が、同社に対し、自ら支配する投資ファンドを引受先として第三者割当増資をさせた上で、同社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる一方、同投資ファンドが取得した同社株券を市場で売却して利益を得た事件。	22.2.18(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 22.11.30(東京高裁): 控訴棄却 23.3.23(最高裁): 上告棄却	18年7月 上場廃止 その後、(株)ティエムシーに商号変更 22年4月 破産開始決定
ユニオンホールディングス (21年12月)	ユニオンホールディングスの代表取締役であった犯則嫌疑者らが共謀の上、実体のない法人を設立し、これを割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行う旨を公表の上、実際には本件増資の相当部分は見せ金による水増し増資であるのに、予定通り資本増強が行われた旨、虚偽の公表を行い、株価を上昇維持させた上で、本件増資に係る新株等を売却した事件。	22.8.18(大阪地裁) 当該会社代表取締役: 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 当該会社: 罰金3000万円	22年2月 上場廃止
トランスデジタル (22年3月)	トランスデジタルが資金繰りに行き詰まって経営破たん陥る直前に第三者割当により発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直に出金の上、再度別途の払込金として入金するということを繰り返して行った架空増資を利用した事件。	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問: 懲役3年(執行猶予4年) 同代表取締役: 懲役2年6月 (執行猶予4年)	20年9月 上場廃止
NESTAGE (23年8月)	NESTAGEの役員や増資引受先の役員等の犯則嫌疑者7名が、現物出資を含む第三者割当増資を行うに際し、債務超過を解消するとともに、嫌疑法人の株価をつり上げることを企て、現物出資財産(不動産)の価値を過大評価した上、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	23.10.11(大阪地裁) 会社役員: 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社員: 懲役1年6月(執行猶予3年) ※以下、公判係属中(大阪地裁) 当該会社、同代表取締役会長、同取締役、同執行役員(1名)	22年8月 上場廃止 23年4月 (株)ゲオが 100%子会社化
井上工業 (23年12月)	東証2部に上場していた井上工業株式会社の役員、増資引受先の組合員等の犯則嫌疑者4名が、同社が第三者割当増資を行うに際し、株価を維持上昇させる目的で、同社名義の預金口座から出金した金銭を、他の名義の預金口座を経由させて増資引き受先の投資事業組合の預金口座に入金し、同組合名義で別の同社名義の預金口座に入金させることで、新株式発行増資のほとんどの払い込みを仮装し、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	24.2.14(東京地裁) 会社員: 懲役2年6月(執行猶予3年) 24.3.7(東京地裁) 当該会社社員B: 懲役1年6月(執行猶予3年) 24.3.12(東京地裁) 当該会社社員A: 懲役2年(執行猶予3年) 証券ブローカー: 懲役2年6月(執行猶予4年)	20年10月 上場廃止 現在、破産手続中

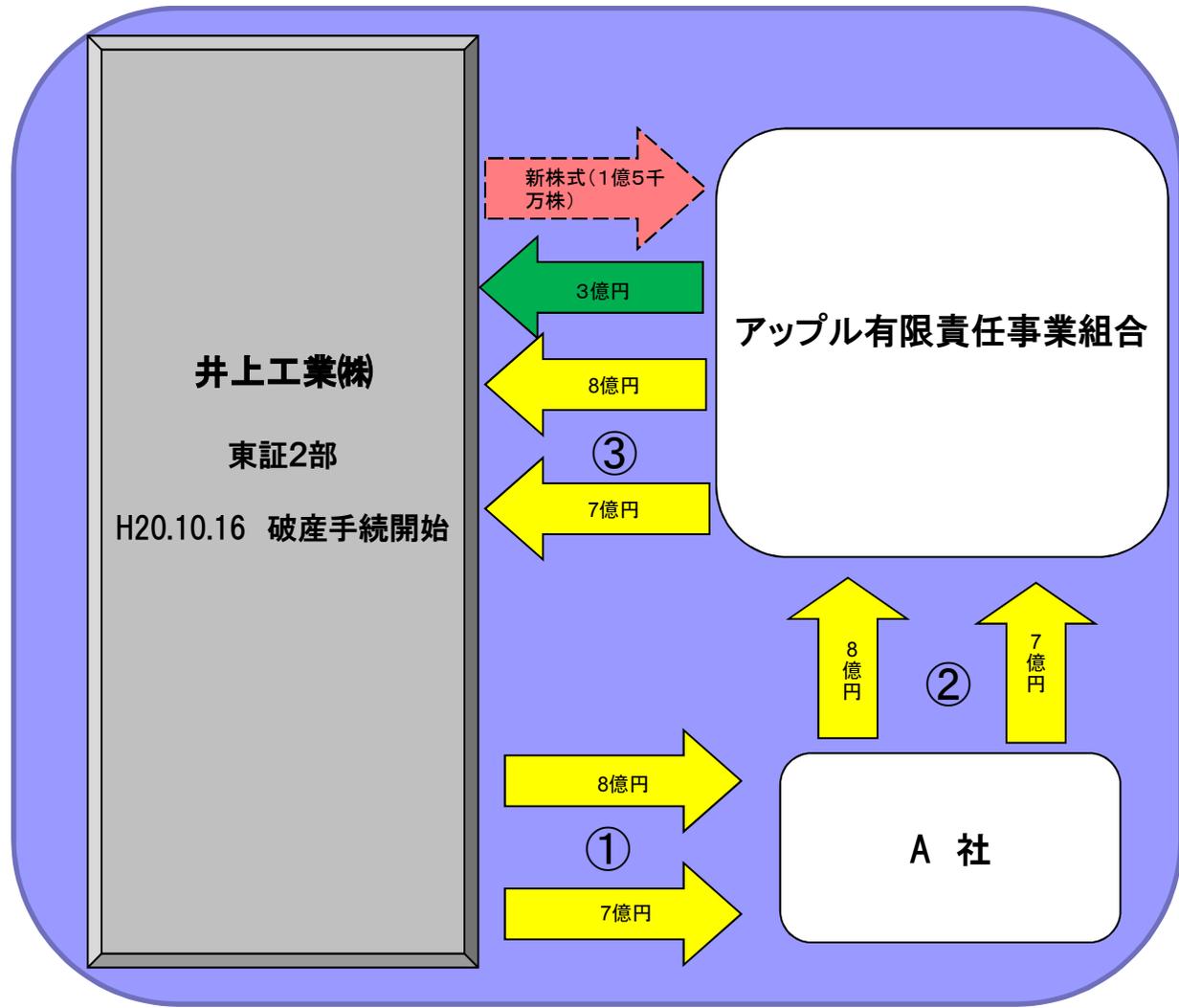
## ペイントハウス事件参考概念図

### ■ 平成21年7月14日告発



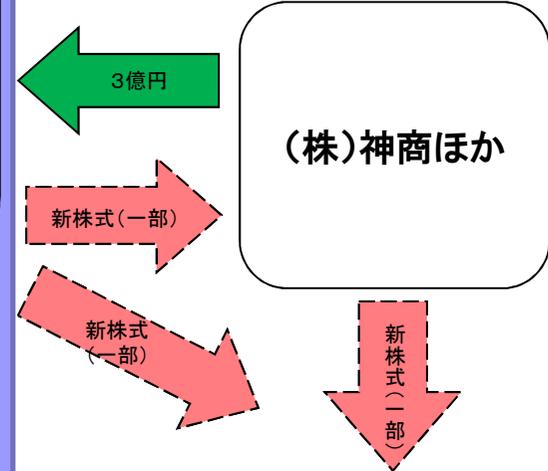
- ① H17.5.26 TDnet適時開示: 「新株予約権行使により増資がなされた」
- ② H17.5.31 TDnet適時開示: 「26日の新株予約権行使により資本増強が行われている」

# 井上工業事件参考概念図



H20.8.28  
「第三者割当により発行される株式の募集並びに第3回新株予約権の発行に関するお知らせ」

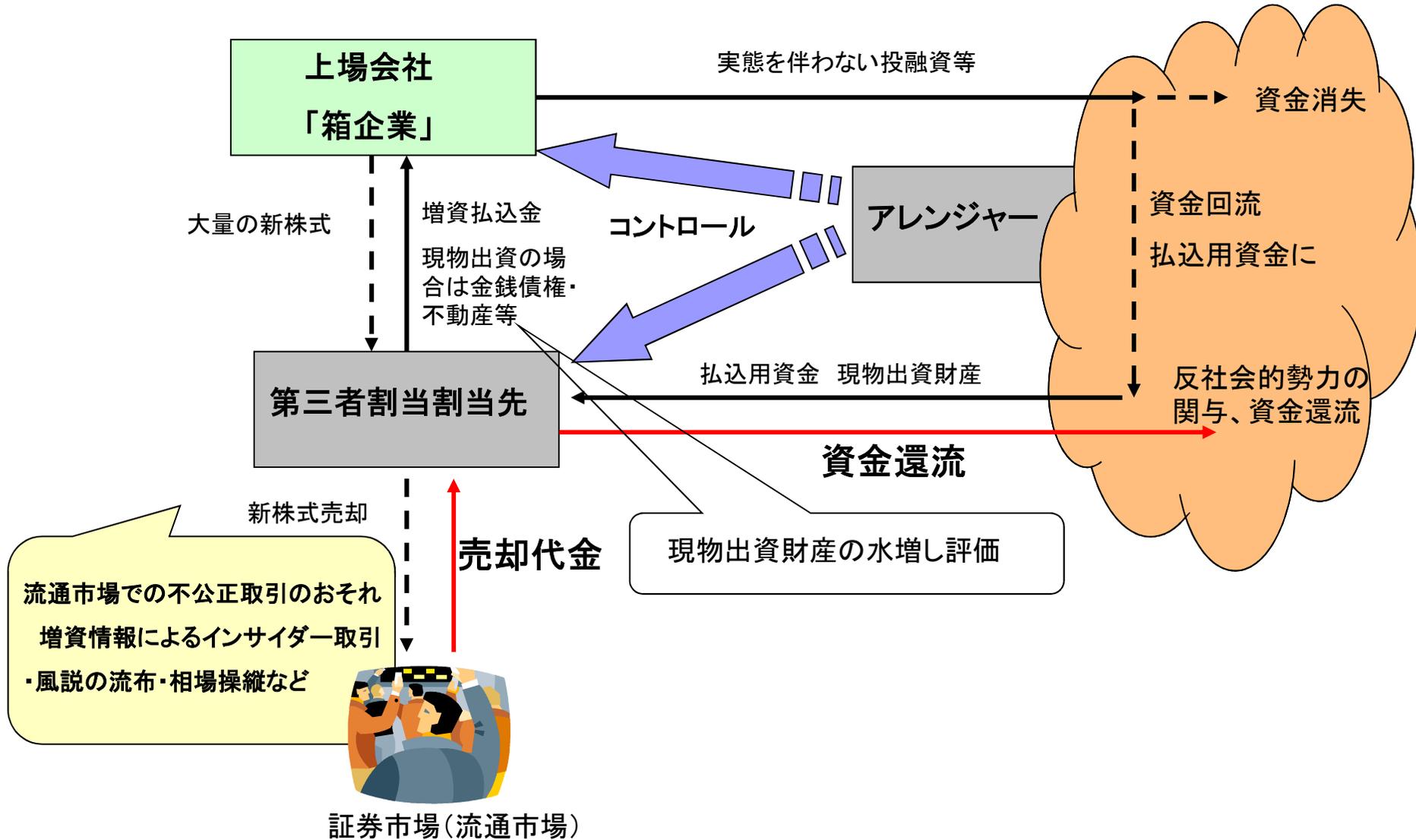
H20.9.24  
「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」



割当株式は割当先經由で第三者に流出し、市場売却される

内は、監視委告発の範囲

# 不公正ファイナンスのイメージ図(第三者割当増資を例に)



- 金商法158条(偽計罪)違反などを問うもの
- 効果大。今後も手を緩めず。
  
- ただし、不特定多数の株主・投資家が蒙った損害を、事後監視の方法によって回復することは困難
  
- 未然防止にも力を入れる必要
  - 多くの関係者を巻き込んだ議論、認識合わせが必要
  - 「不公正ファイナンス」という概念を採用

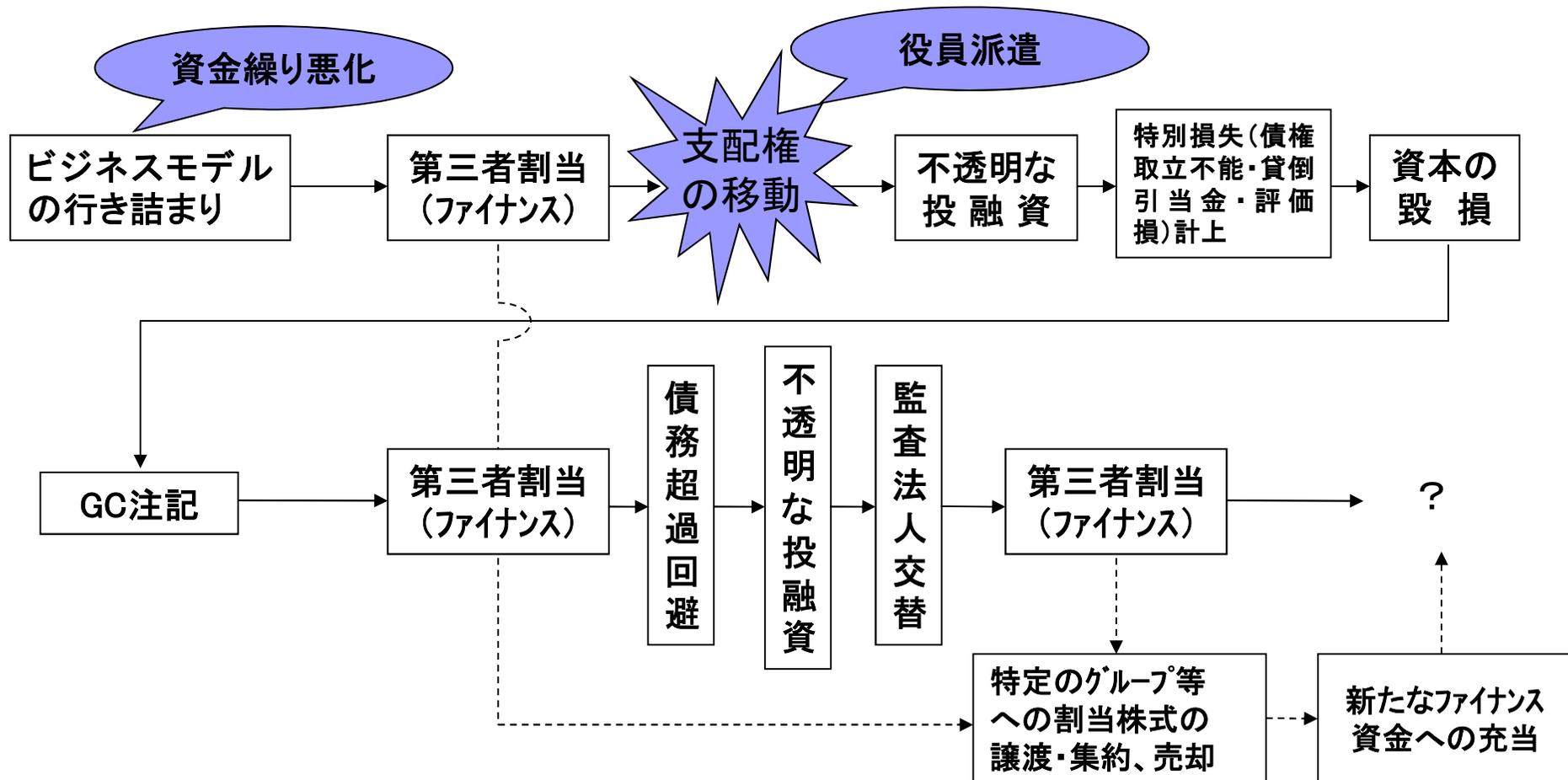
# 不公正ファイナンスに利用される「箱企業」

- 経営不振、資金繰り困難（銀行の融資困難）
- 上場廃止基準（債務超過、時価総額基準等）への抵触
- 第三者割当増資等ファイナンスの繰返し
- 正体不明の者への割当て
- 支配権の移動
- 不透明な投融資  
調達した資金は社外へ流出（投融資実施後焦げ付き、特別損失計上）



市場から資金を吸い上げるためだけの「箱企業」化

# 上場企業の「箱企業」化への道

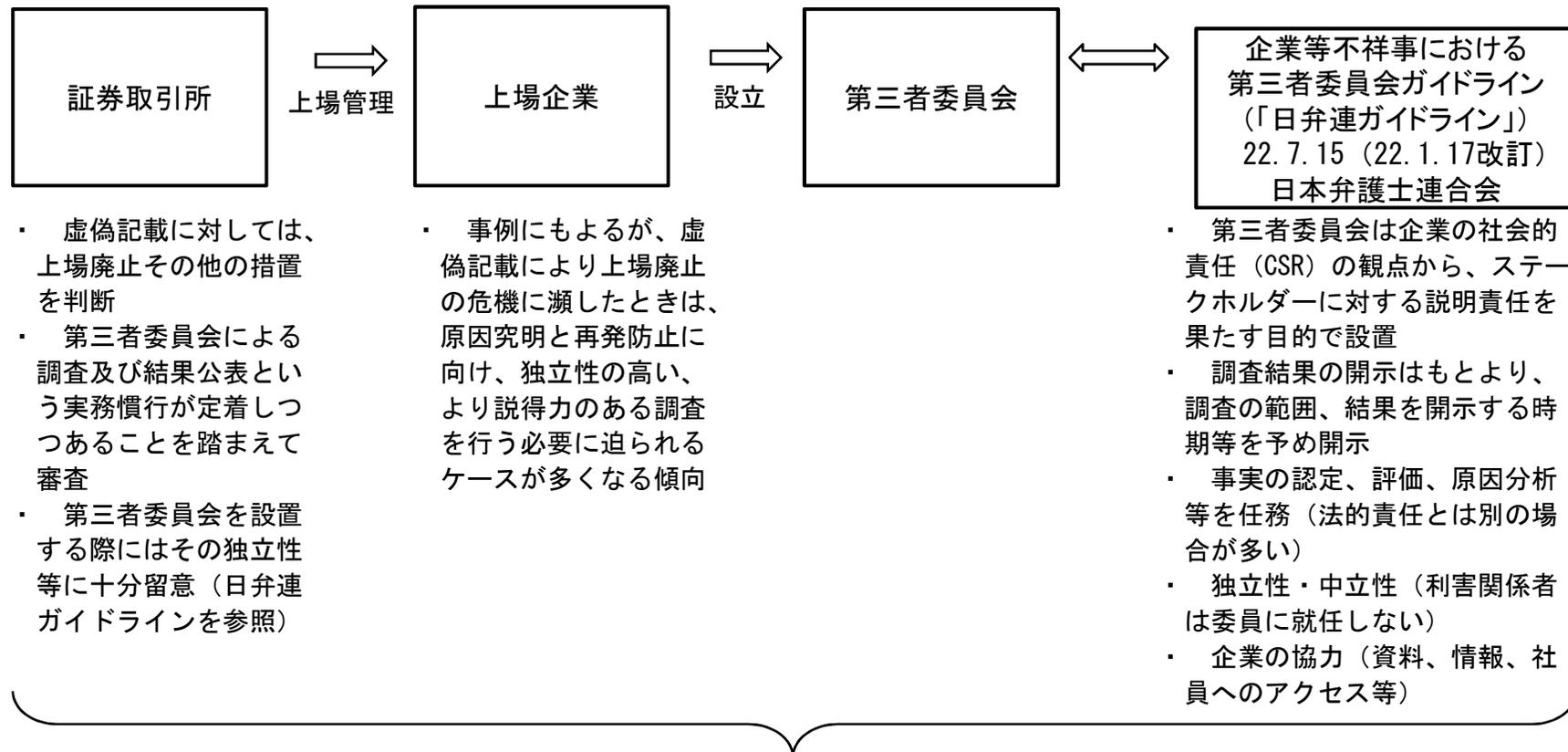


## 重点施策(3) ディスクロージャー違反に対する 迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応していきます。



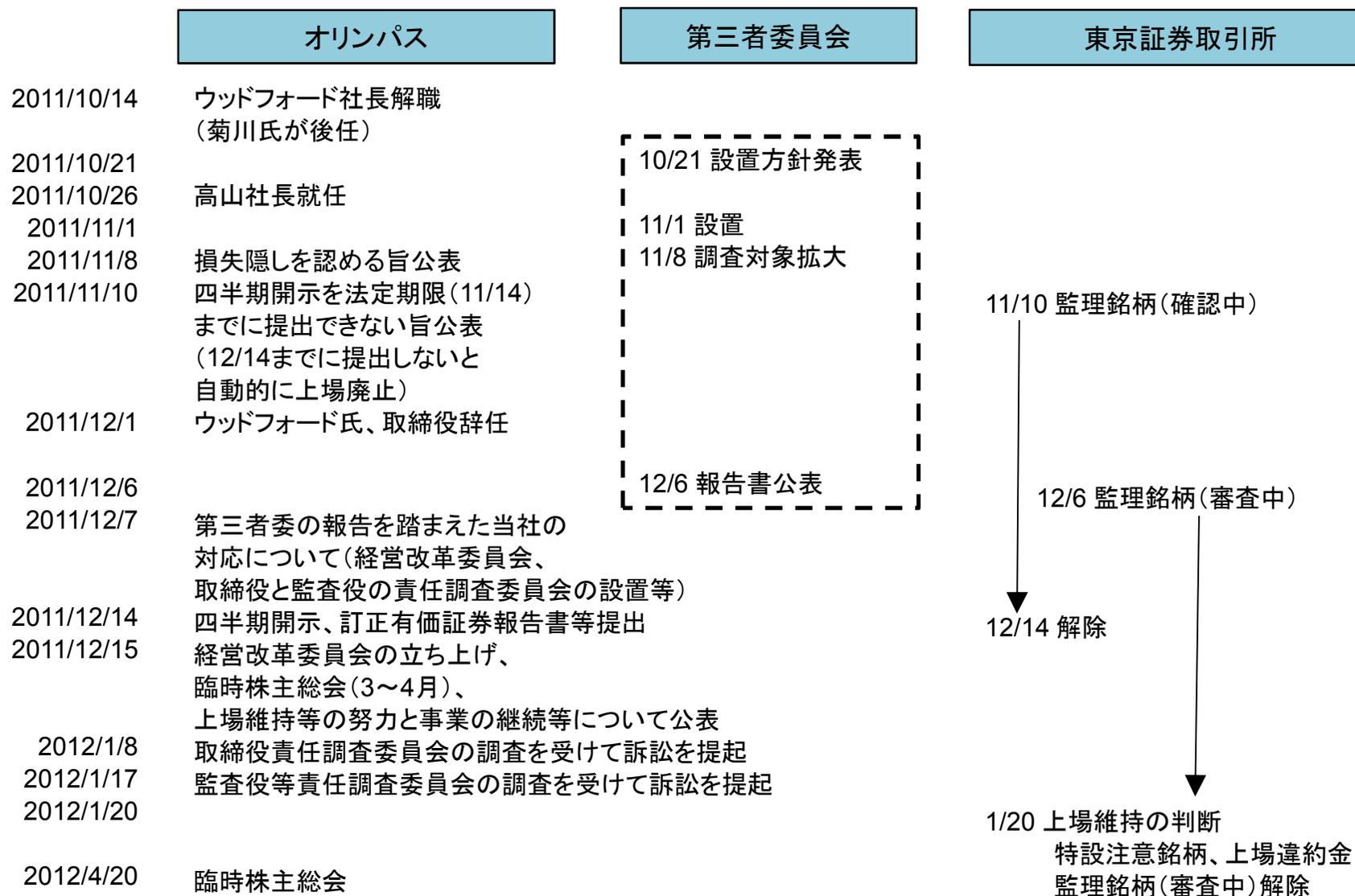
## 適正なディスクロージャーを確保するための枠組み(続) (虚偽記載が発覚した際の関係者の対応)



### 証券取引等監視委員会の対応（23. 1. 18 活動方針等）

企業等が虚偽記載等を行った場合に設置する第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自立的かつ迅速に財務情報を市場に提供できるよう企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます

## オリンパス(株)のディスクロージャー適正化の経緯



## オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件の経緯(刑事訴追)

- 2011.12.21 監視委、東京地検、警視庁が強制調査  
 2012. 2.16 同上(19/3、20/3の虚偽記載容疑)  
 東京地検が元役員3名、外部協力者1名を逮捕  
 警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

	法人	元役員3名	外部協力者	
19年3月期、20年3月期 (国内3社関連)	告発	3/6	3名 3/6	1名 3/28
	起訴	3/7	3/7	3/28

- 3.7 東京地検が元役員3名、外部協力者1名を再逮捕  
 (21/3、22/3、23/3の虚偽記載容疑)  
 警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

	法人	元役員3名	外部協力者
21年3月期、22年3月期、23年3月期 (ジャイラス社優先株関連)	告発		1名
	起訴	3/28	3/28

詐欺容疑 (国内3社関連)	起訴		2名 3/28
------------------	----	--	------------

## オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件の経緯（開示検査）

2012. 4. 13 課徴金勧告 1億9,181万9,994円

- 19年3月期から23年6月期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書を対象
- 課徴金納付命令勧告の対象としたこれらの有価証券報告書等については、いずれも訂正報告書が提出されているが、それら訂正報告書については、課徴金納付命令勧告の対象とはしていない

### （参考）課徴金と刑事罰の調整

課徴金納付命令の決定の時に同一事件について公訴が提起されている場合には、裁判が確定した時から決定の効力が生ずることとなる。

この場合、罰金の確定裁判があった場合には、課徴金の額は罰金の額が控除された額に変更され、その変更の処分の文書の謄本が送達された時から効力が発生することになる。また、罰金の額が課徴金の額を上回った場合には、納付命令自体が取り消されることとなる。

### \* 有価証券報告書虚偽記載の刑事罰

（個人）10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科

（法人）7億円以下の罰金

## 西武鉄道事件①（その1 虚偽の有価証券報告書提出）

証券監視委は、西武鉄道(株)に係る虚偽の有価証券報告書の提出が証券取引法に違反するとして、平成17年3月22日、(株)コクドの取締役会長(当時)(犯則嫌疑者)及び西武鉄道(株)(犯則嫌疑法人)を東京地検検察官に告発した。

### (事案の概要)

犯則嫌疑者は、犯則嫌疑法人の代表取締役社長らと共謀の上、同社の業務に関し、平成16年6月、関東財務局長に対し、(株)コクドの所有に係る同西武鉄道(株)株式数につき、発行済株式総数に対する所有割合が約65%であるにもかかわらず、その所有割合を約43%などとする重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

## 西武鉄道事件② (その2 内部者取引)

証券監視委は、西武鉄道(株)の株券に係る内部者取引が証券取引法に違反するとして、平成17年3月22日、(株)コクド(犯則嫌疑法人)及び(株)コクドの取締役会長(当時)(犯則嫌疑者)を、東京地検検察官に告発した。

### (事案の概要)

犯則嫌疑者は、平成16年5月ころ、その職務に関し、西武鉄道(株)の有価証券報告書に継続的に(株)コクドの所有に係る西武鉄道(株)株式数等について、虚偽の記載をしてきた事実を知り、その公表前に、その株式を売却してその株式数等について減少させようと企て、同年9月、(株)コクドの従業員らと共謀のうえ、同社の業務等に関し、他社に対し、同社が所有する株式を売り付けた。

## 西武鉄道事件③（告発後の経緯）

平成17年3月23日、犯則嫌疑法人2社、及び犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、同年10月27日、東京地裁は、以下の通り判決を言い渡し、同判決は確定した。

○犯則嫌疑者に対し

懲役2年6ヶ月（執行猶予4年）、罰金500万円

※虚偽有価証券報告書提出及び内部者取引について一括審理

○犯則嫌疑法人西武鉄道(株)に対し

罰金2億円

○犯則嫌疑法人(株)コクドに対し

罰金1億5,000万円

## 西武鉄道事件④（損害賠償請求事件）

- 昭和58年3月期～平成16年3月期有価証券報告書  
少数特定者持ち株数を過少に記載して提出
- 民法709条  
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- なお、旧証券取引法（金融証券取引法）21条の2第2項の損害額及び因果関係推定規定は適用されず。  
∴ 平成16年法律第97号附則1条3号及び5条により、同法による改正後の上記規定は、施行日（平成16年12月1日）以前に提出された書類には適用なし

## 西武鉄道事件⑤ (公表直前からの株価推移)

- 平成16年10月12日 終値 1089円  
(取引終了後) 当社 訂正有価証券報告書提出 & 公表  
東証 監理ポスト割当て等
- 平成16年11月16日  
東証 12月17日に上場廃止とする決定 & 整理ポスト割当て 終値 268円
- 平成16年12月16日 最終取引日 終値 485円
- 平成18年2月 関係企業再編  
919円との評価により、株式譲渡、また当社株1株に対し西武ホールディングス(SHD)株1株を割当  
反対株主からの株式買取請求に同額で対応
- 平成18年9月末時点における評価額について  
1株当たり、DCF法1102円～1342円、修正純資産法1780円～1939円と評価がなされた。
- 平成19年5月21日以降 SHDは、単元未満株式買取請求に対し1株1175円に対応

## 西武鉄道事件⑥（民事下級審判決）

- 平成17年から平成19年にかけて  
計15件 請求総額(元金)417億円余の損害賠償請求訴訟が提起された。
- 第1審(東京地裁) 平成19年8月～平成21年3月に判決言渡(9件に併合)
  - ・ 取得自体を損害とみたもの3件(うち1件は公表前下落分を控除して請求したものであって、その限度で認容。なお、いずれも、得た売付代金分を控除)
  - ・ 取得価額と想定価額(虚偽記載がなかったとした場合の取得時点における価額)との差額を損害とみたが棄却したもの3件(未処分株主が原告。公表前下落分を無関係とするか、想定価格の証明なしとして棄却)
  - ・ 発覚後下落分を損害とみたもの2件(公表直前価格と売付代金or弁論終結時価額との差)
  - ・ 取得損害を否定し、原告が主張した想定価額が不合理としたもの1件(発覚後下落損害の主張はなし)判決認容額 元金合計267億円余
- 控訴審(東京高裁) 平成21年2月～平成23年2月に判決言渡(5件。なお、3件は棄却の原判決確定。1件は、高裁で和解したものと思われる。)
  - ・ 発覚後下落分の一部を損害とみたもの4件
  - ・ 取得価額と想定価額の差を損害とみたもの1件判決認容額 元金合計196億円余

## 西武鉄道事件⑦（民事最高裁判決）

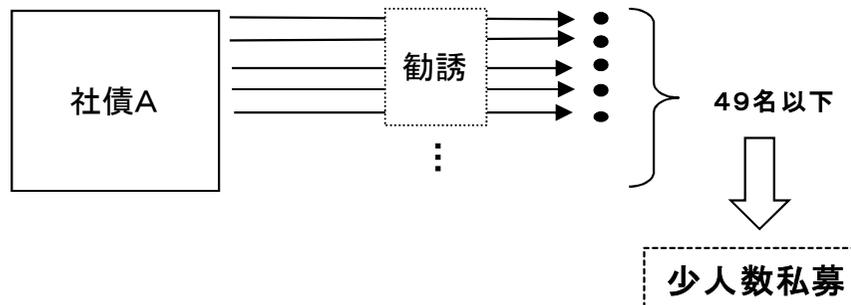
- 平成23年9月から平成24年1月にかけて 破棄差戻判決言渡5件
  - ・ 虚偽記載がなければ株式を取得することはなかったとみるべき場合、虚偽記載と相当因果関係のある損害の額は、投資者が、公表後、取引所市場において処分したときはその取得価額と処分価額との差額を、上記株式を保有し続けているときはその取得価額と事実審の口頭弁論終結時の市場価額（上場廃止されているときは非上場株式としての価値）との差額をそれぞれ基礎とし、経済情勢、市場動向、当該会社の業績等虚偽表示に起因しない市場価額の下落分を上記差額から控除して、これを算定すべきである。
  - ・ 当該虚偽記載が公表された後のいわゆるろうばい売りが集中することによる市場価額の過剰な下落による損害は、当該虚偽記載と相当因果関係がないとはいえない。
  - ・ 本件公表までの間の西武鉄道株の市場価額の下落については、一般的には、虚偽記載が公表されていない間には、虚偽記載が市場価額に影響を与えることは少なく、虚偽記載とは無関係な要因に基づくものであることが多いと考えられるものの、本件公表前にコクドが虚偽記載に係る他人名義株を売却するなどして本件虚偽記載が一部解消されていたというのであり、その頃本件虚偽記載に起因して西武鉄道株の市場価額が下落していた可能性がある。

## 株式や社債等の無届募集への対応

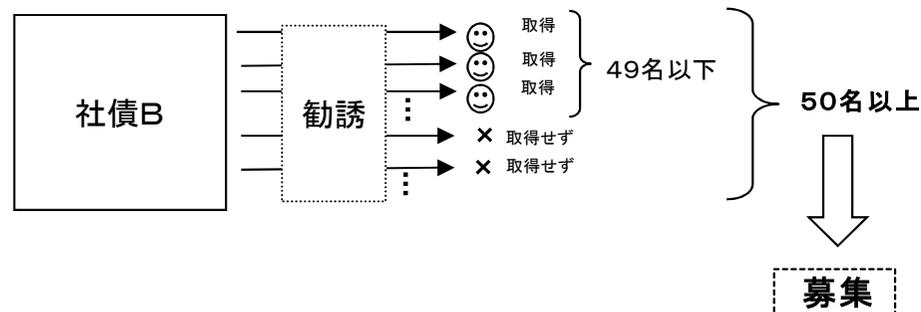
対応	事件概要
告発	<p>(株)丸美に係る無届社債券募集事件            犯則嫌疑者は、多数の一般投資家に社債券を募集して資金を調達しようとして企て、有価証券届出書を提出せずに約1万5000名に対して社債券取得申込を勧誘し、募集した。(平成23年2月9日 犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を告発。平成24年5月現在、公判係属中)</p>
課徴金①	<p>ワールド・リソースコミュニケーション(株)(旧アフリカントラスト(株)及びアフリカパートナー(株))は、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して社債券取得申込を勧誘し、募集を行い、延べ46百名以上の投資家に総額約86億円の社債券を取得させた。(平成23年4月15日 勧告、同年9月22日 課徴金1億9,441万円決定)</p>
課徴金②	<p>東亜エナジー(株)は、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して社債券取得申込を勧誘し、募集を行い、延べ14百名以上の投資家に総額約27億円の社債券を取得させた。(平成23年6月28日 勧告、同年8月24日 課徴金6,092万円決定)</p>
裁判所への禁止命令等の申立て	<p>無届募集(株式等)の禁止等            (株)生物化学研究所は、(株)大経と連携して、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して自社の株式及び新株予約権の取得申込を勧誘し、募集した。(平成22年11月26日 申立て、平成22年12月 裁判所の命令が発令)</p>

【参考】 少人数私募の考え方

- 社債券について49名以下に勧誘

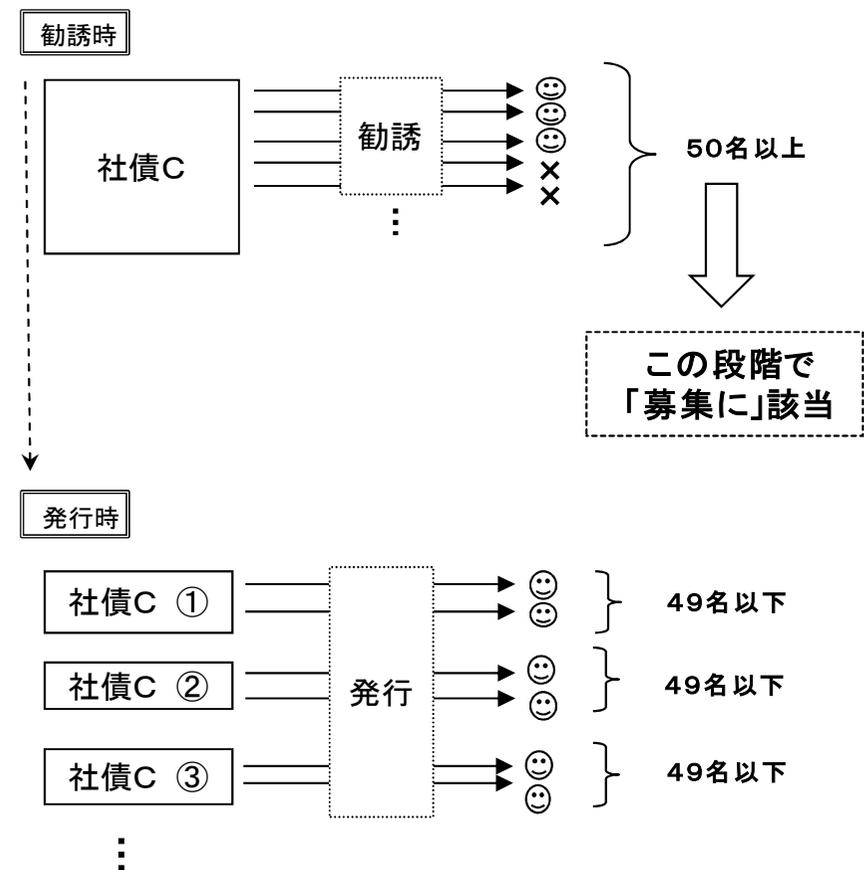


- 社債券について50名以上に勧誘  
49名以下が取得



【問題事例】

- おおまかな利率を示して50名以上に勧誘  
回号ごとに利率をわずかに変え、各回49名以下が取得



## 重点施策(4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

# 課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の 虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
H23	29	600,940,000	15	26,300,000	3	5,390,000	11	569,250,000
合計	198	6,082,769,986	121	267,770,000	15	40,360,000	62	5,774,639,986

(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

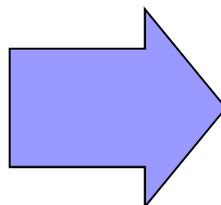
## 重点施策(5) 検査対象先の特性に応じた 効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

# 証券検査における対象業者数

証券監視委  
発足当時

- 国内証券会社  
216 (4年12月)
- 外国証券会社  
49 (4年6月)
- 金融先物取引業者  
216 (5年5月)
- 証券業務(窓販)の認可を  
受けた金融機関  
619 (5年7月)



平成24年3月

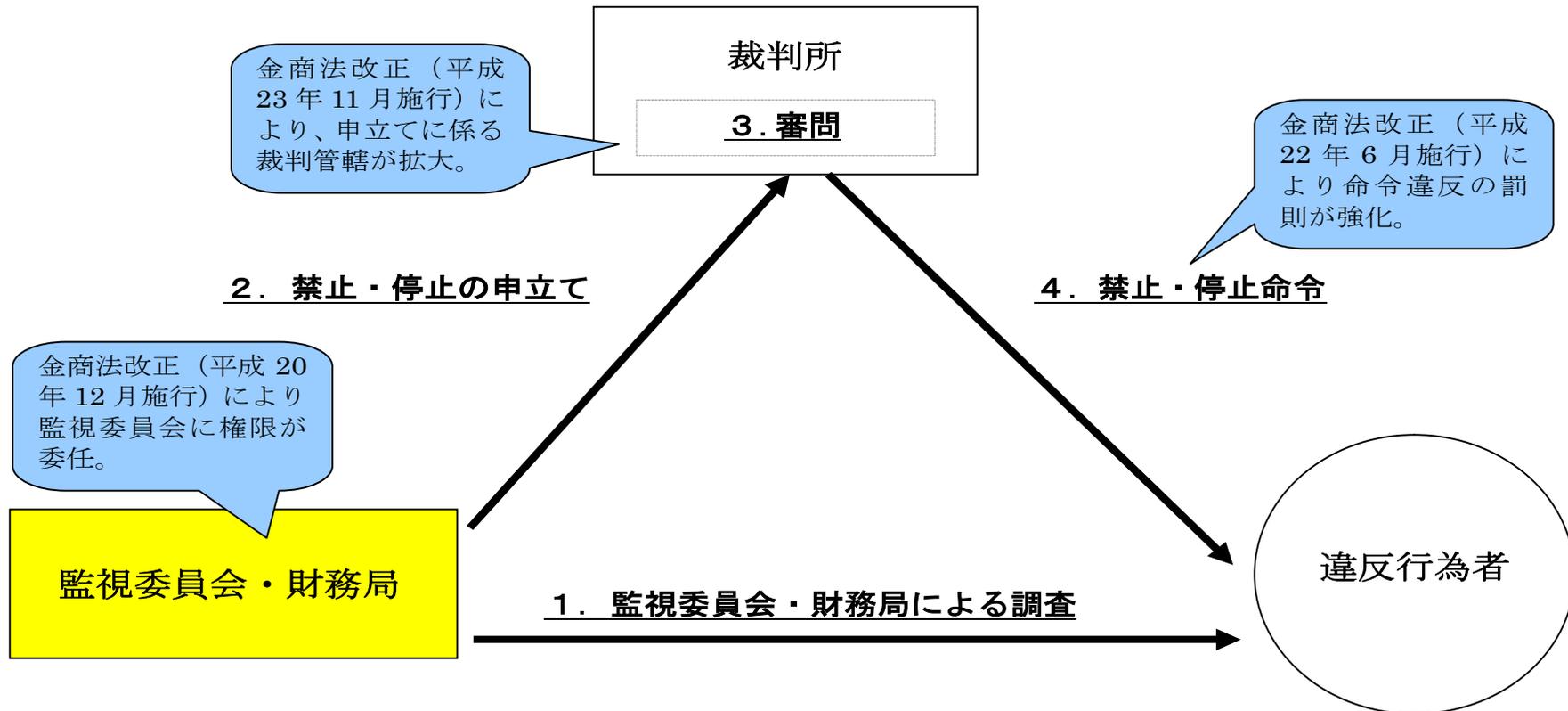
- 第一種金融商品取引業者 315
- 登録金融機関 1,135
- 投資運用業者 321
- 投資法人 48
- 投資助言・代理業者 1,108
- 第二種金融商品取引業者 1,294
- 金融商品仲介業者 705
- 適格機関投資家等  
特例業務届出者 3,218

(無登録業者)

## 集中的な証券検査と建議

対象先・検査期間等	集中的な検査で認められた主な問題点	検査結果に基づいた建議の概要	建議に基づいた制度改正等の概要
<b>FX取引業者</b> (平成19年11月～平成20年6月末) ● 検査実施 73 先 ● 法令違反等 39 先 ● うち勧告 7 先	① 顧客から預託を受けた保証金等に係る区分管理が不適切な状況 ② 自己資本規制比率の算出に係る検証態勢が構築されておらず社内監査が機能していない状況 ③ ロスカットルールの不設定により一部顧客の損失が拡大している状況 ④ システムリスク管理が極めて杜撰な状況	▶ 区分管理方法の見直しについて ▶ ロスカットルールの制定について ▶ 適切な保証金の預託について ▶ 登録申請時の徴求書類等の見直しについて	<b>内閣府令の改正</b> 府令に以下の事項を追加。 ① 区分管理方法を金銭信託に一本化 ② ロスカットルールの整備・遵守を義務付け ③ 想定元本4%以上の証拠金預託なく取引を行うことを禁止 <b>監督指針の改正</b> 第一種金商業者の登録申請時に、登録拒否要件に該当しないことを疎明する資料の提出を求める旨明確化。
<b>ファンド販売業者</b> (平成21年6月～平成22年9月末) ● 検査実施 35 先 ● 法令違反等 25 先 ● うち勧告 15 先	① ファンド出資金に係る分別管理が不適切な状況(出資金の流用、用途不明等) ② 顧客への虚偽説明、告知や誤解を生ぜしめる表示等 ③ 無登録業者に対する名義貸し等 ④ ファンド販売業者自らによる登録業務の逸脱等 ⑤ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為	▶ 事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項の拡充について	<b>内閣府令の改正</b> 事業型ファンドの出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に以下を追加。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、口座名義及び口座番号等 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法
<b>投資助言・代理業者</b> (平成21年3月～平成23年1月末) ● 検査実施 74 先 ● 法令違反等 47 先 ● うち勧告 11 先	① 投資助言・代理業を逸脱する行為等 i. 投資助言・代理業者自らが無登録業務を実施 ii. 無登録業者に対する名義貸し等 ② 投資助言・代理業上の不適切な行為 i. 顧客に対する情報提供が不適切な状況 ii. 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況	▶ 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加について	<b>金商法の改正</b> 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加(平成24年4月1日施行)。

# 無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て

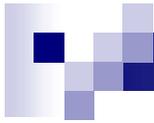


## ＜金商法第 192 条＞

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

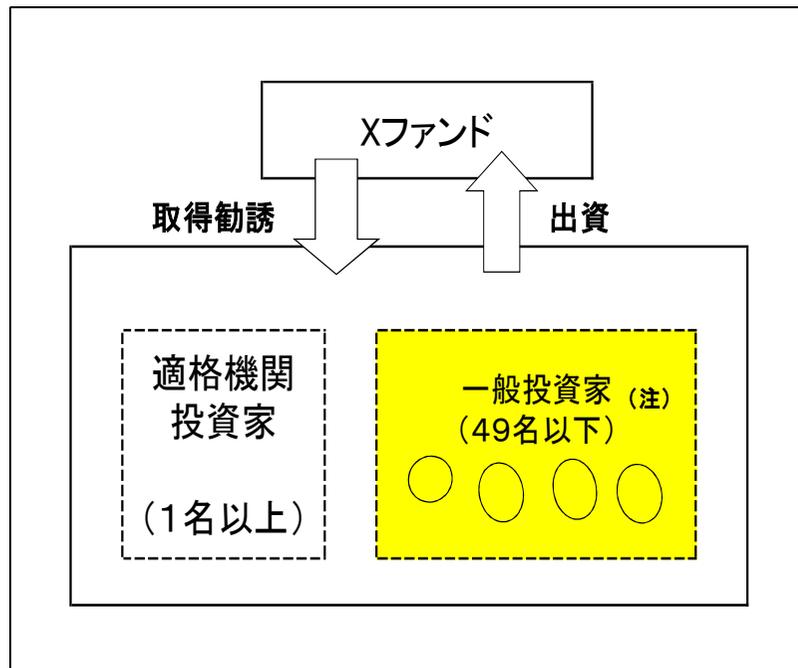
## 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て(実施状況)

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1. (株)大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年11月17日 (東京地裁)	<b>無登録金商業(株券等の募集の取扱い等)の禁止</b> >(株)大経及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、(株)生物化学研究所が新規に発行する株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。このほか、4つの会社に係る株式の取得勧誘を繰り返し行っていた。	平成22年11月26日 (東京地裁)
2. (株)生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成22年11月26日 (甲府地裁)	<b>無届募集(株券等)の禁止</b> >(株)生物化学研究所は、有価証券届出書を提出せずに、(株)大経と連携して自社の株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。	平成22年12月15日 (甲府地裁)
3. ジャパンリアライズ(株) 他2名 (北海道札幌市)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年4月28日 (札幌地裁)	<b>無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止</b> >ジャパンリアライズ(株)及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、特例業務の要件を逸脱して、20本のファンドの取得勧誘及び運用を行っていた。	平成23年5月13日 (札幌地裁)
4. (株)ベネフィットアロー 他3名 (東京都中央区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年6月24日 (東京地裁)	<b>無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止</b> >(株)ベネフィットアロー及び他3名は、金融商品取引業の登録を受けずに、他の特例業務届出者から委託を受けて、多数の一般投資家に対し、当該特例業務届出者が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	・平成23年7月5日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成23年7月15日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)
5. (株)Eファクトリー及び (株)エクセレント他1名 (東京都新宿区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年12月22日 (東京地裁)	<b>適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止</b> >Eファクトリー、(株)エクセレント及び他1名は、その運営する複数のファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成23年2月3日 (東京地裁)

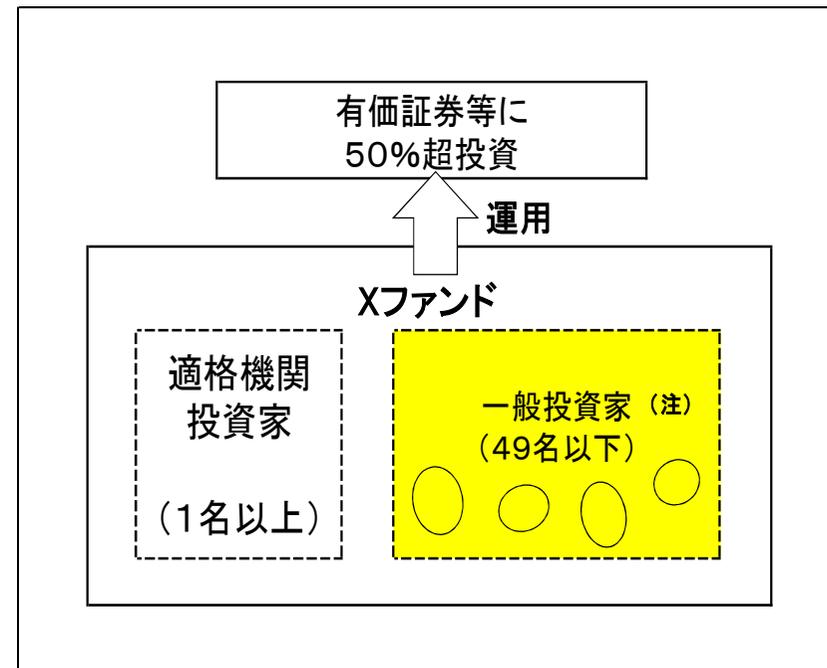


ファンドの販売、運用を業として行うには、金融商品取引法上登録が必要。ただし、以下の要件を満たすものは届出のみで可能  
⇒ この要件を逸脱した場合は、無登録営業に該当

### ○ファンドの販売



### ○ファンドの運用

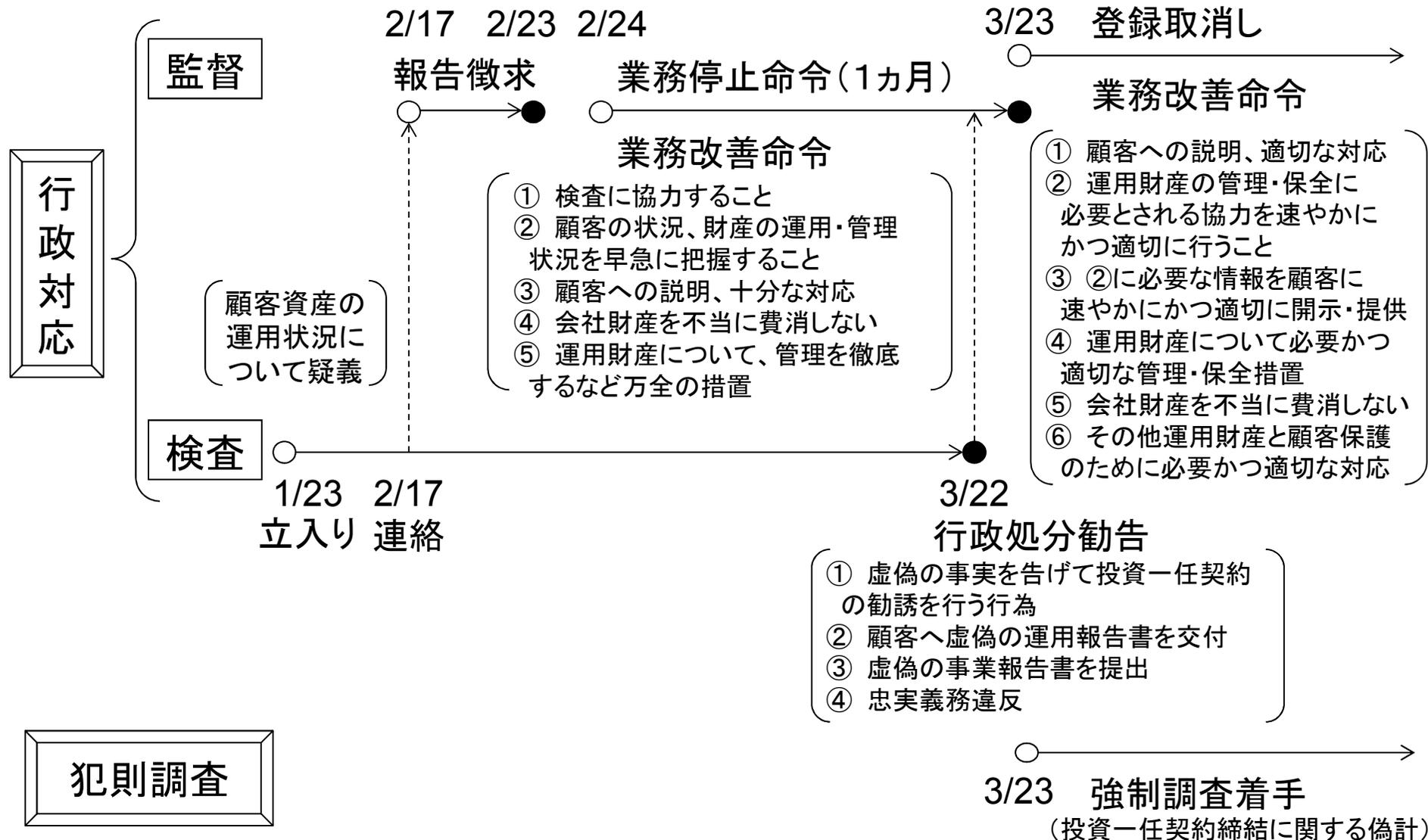


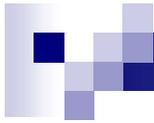
(注) 同種のファンドを継続的に販売、運用している場合には、通算で49名以下が要件(販売の場合には6ヶ月の通算)

## 顧客資産の分別管理義務違反等に関する事例

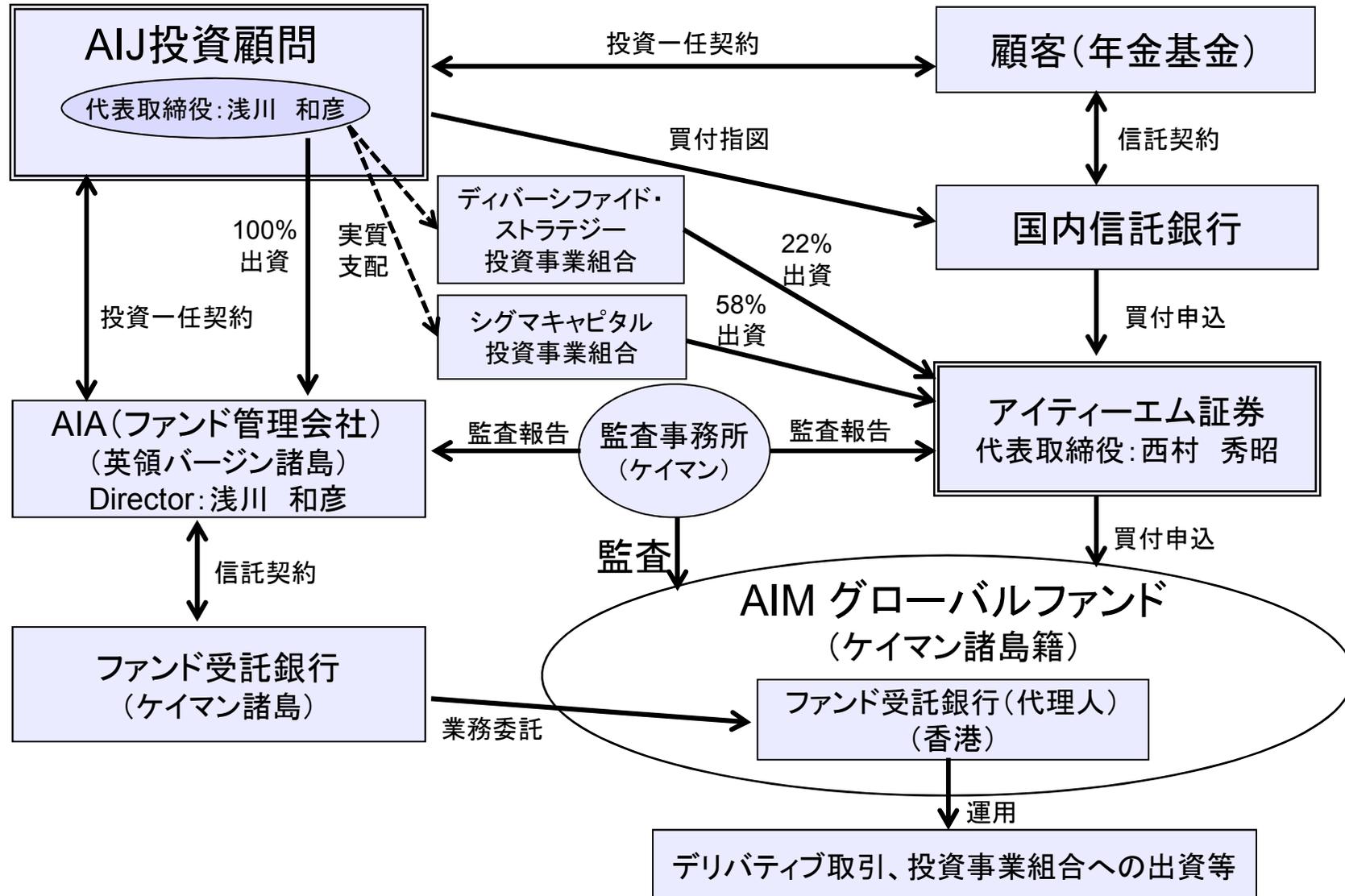
	丸大証券(東京都中央区)	(参考) 南証券(群馬県前橋市)
◆違反の概要	①顧客分別金信託の信託不足 (顧客預り金を当社の運転資金に流用) ②支払不能のおそれ	①有価証券の募集のため偽計を用いる行為 ②支払不能のおそれ(H12.3.6金融監督庁による破産の申立て) ③社長の関与による顧客からの預り有価証券の持出し (注)②、③は監督部局による認定
◆勧告日	H24. 3.13	H12. 3.15
◆検査結果通知日	//	//
◆行政処分発出日	// (登録取消し等)	H12. 3.17 (登録取消し)
◆日本投資者保護基金の対応		
(1)弁済困難の認定	H24. 3.22 (3.23公表)	H12. 3.16 (3.17公表)
(2)認定の公告	H24. 3.24	H12. 3.21
(3)補償額	(未定)	約35億円
	(注)現在、基金は顧客からの支払請求の届出を受け付けているところ。届出のあった顧客に対し、基金はH24.5.14~6.29まで支払いを行う予定。	

# AIJ投資顧問への対応





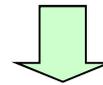
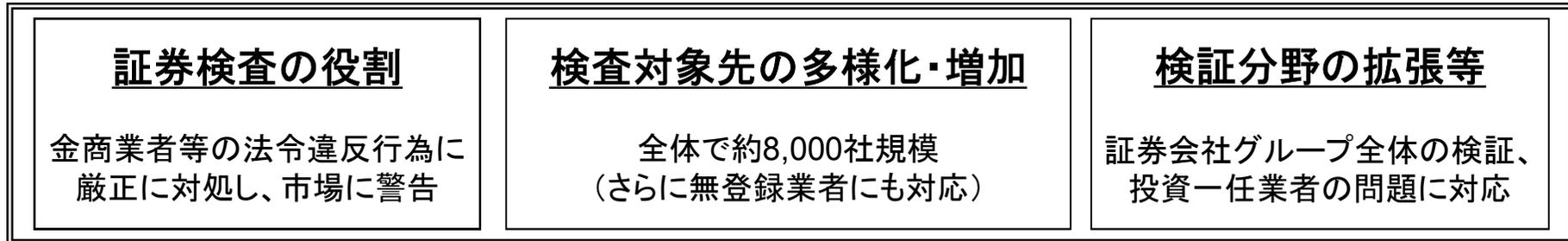
# 概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

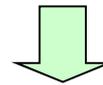
# 平成24年度証券検査基本方針のポイント

## 《基本的考え方》



### ＜特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施＞

- ・ 業態、規模その他の特性、情報等を総合的に勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 業態と顧客の特性及び金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化



## 《実施方針》

### ＜主な重点検証事項＞

- ・ 金商業者等の市場仲介機能
- ・ 法人関係情報の管理
- ・ 投資勧誘の状況

### ＜投資一任業者に対する取組み＞

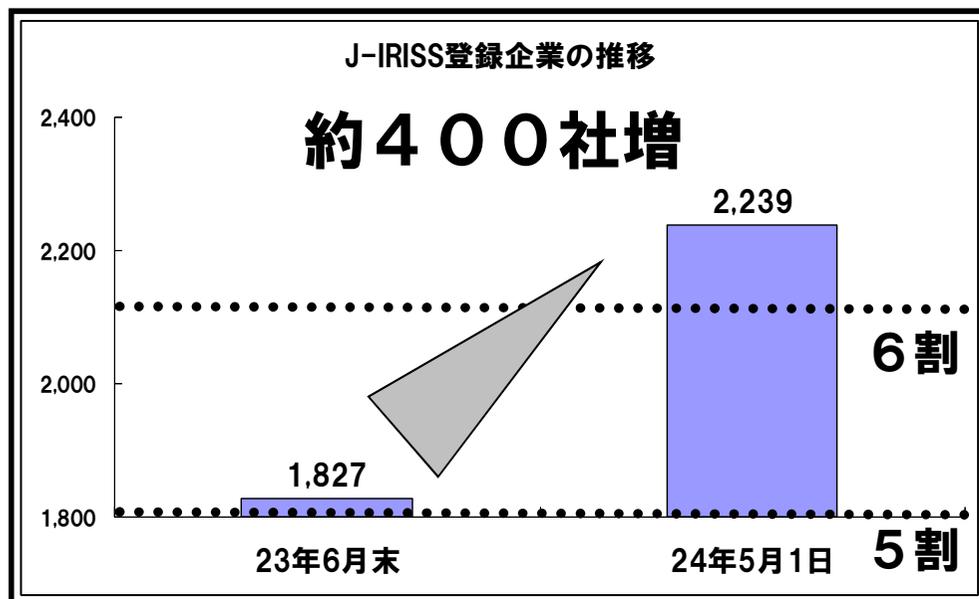
- 集中的な検査を実施
- 年金運用ホットラインを開設

## 重点施策(6) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

## J-IRISS

- J-IRISS（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）
  - ・ 内部者取引等の未然防止を目的として、上場会社の役員に関する情報を登録するデータベース。
  - ・ 日本証券業協会が全国の証券取引所の協力の下に運営。
  - ・ 証券会社は、顧客情報と当該データベースの役員情報を照合・確認が可能。  
→不公正取引等を水際で確認し、可能な限り、排除。
- 23年6月 日証協「内部者取引の未然防止のためのJ-IRISSの活用に関する検討報告」を踏まえ、金融庁総務企画局長、監督局長、証券監視委事務局長連名で書簡（日証協、各取引所宛）送付  
→J-IRISSへの登録促進に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して対応。
- この他、金融庁・証券監視委は、各種講演において、上場企業関係者に、J-IRISSへの登録を呼びかけ。



「J-IRISSの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて」（要請）（一部抜粋）

インサイダー取引の防止に向けては、証券会社のみならず、上場会社を含めた市場関係者が一丸となって対応すべきであることを全ての市場関係者が改めて強く認識する必要があります。

貴協会におかれましては、今後ともJ-IRISSへの登録促進について上場会社に対し働きかけるとともに、協会員である引き受け幹事証券会社にも協力要請を行うなど様々な取組みを通じて、インサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進いただくよう宜しくお願いいたします。

# ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854